

目次

第1章 総則(第1条～第6条)

第2章 立入検査

第1節 通則(第7条～第11条)

第2節 資料等の提出(第12条～第17条)

第3節 立入検査結果の処理(第18条～第23条)

第3章 雑則(第24条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)に基づく立入検査関係事務の執行および事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 立入検査(以下「検査」という。)とは、法第4条または第16条の5の規定に基づき消防対象物または製造所等に立入り、その位置、構造、設備および管理の状況ならびに危険物の貯蔵、取扱状況について検査および質問を行い、火災予防上の欠陥事項について関係者に指摘し、その是正を促す作用をいう。
- (2) 製造所等とは、法第10条に規定する危険物の製造所、貯蔵所および取扱所ならびにこれを仮に貯蔵し、または取り扱う場所をいう。
- (3) 立入検査対象物(以下「検査対象物」という。)とは、第3条において立入検査を執行する対象となるものをいう。
- (4) 消防長等とは、消防長もしくは消防署長および法第3章に規定する市町村長の権限として行う鯖江・丹生消防組合管理者をいう。
- (5) 立入検査員(以下「検査員」という。)とは、法第4条第1項の規定および法第16条の5第1項の規定する消防事務に従事する職員として消防長等から検査を命令された職員をいう。
- (6) 定期立入検査とは、年度立入検査計画に基づいて行うものをいう。
- (7) 特別立入検査とは、火災予防上消防長等が特に必要と認めた場合に行うものをいう。

(検査対象物の種別)

第3条 検査対象物は、火災危険度等の危険度に応じて第1種検査対象物、第2種検査対象物、第3種検査対象物、第4種検査対象物、第5種検査対象物に区分するものとし、各種別の区分は別表第1に定める立入検査対象物区分表による。

(検査の種類)

第4条 検査の種類は次のとおりとする。

- (1) 総合検査 検査対象物の火災予防に必要な事項について総合的に行う検査をいう。
- (2) 特定検査 検査対象物の火災予防に必要な特定事項について行う検査をいう。

(検査執行の原則)

第5条 消防長等は、この規程に定めるところにより管轄区域内の検査を行わなければならない。

2 検査執行にあたっては、別記1に定める検査検討事項について事前に検討を行い、検査の効率的な執行を図るものとする。

3 検査の執行にあたっては、原則として複数の検査員で実施するものとする。

4 検査は、事前に通告を行わないで実施するものとする。ただし、検査執行上必要と認める場合にあつては、この限りでない。

(検査執行上の心得)

第6条 検査を行うときは、法第4条または第16条の5の規定によるほか、次の各号を守らなければならない。

- (1) 関係者、防火管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員またはその他責任ある者の立会いを求めること。
 - (2) 正当な理由なく立入検査を拒み、妨げまたは忌避した者があつた場合は、検査の要旨を十分説明し、なお応じないときは、その旨上司に報告して指示を受けること。
 - (3) 言語、動作に注意し、関係者等に不快の念を与えないようにすること。
 - (4) 感電、転落等の事故防止を図ること。
- 2 検査員は、業務の執行に際し、個人の自由および権利の不当な侵害または関係者の民事的紛争に関与してはならない。
- 3 検査員は、検査の結果不備事項があつた場合は、遅滞なく改善するよう、その内容を関係者等に十分説明しなければならない。

4 検査員は、常に関係法令を遵守し立入検査に必要な知識の習得、能力の向上に努めなければならない。

第2章 立入検査

第1節 通則

(検査計画)

第7条 消防長等は、管内情勢に応じた年度立入検査計画(様式第1号)を樹立するものとする。

(検査計画事項)

第8条 前条に基づく月間検査計画は、次の各号により策定するものとする。

- (1) 検査期間または検査期日
- (2) 検査対象物の区分ならびに名称
- (3) 検査対象数
- (4) 検査重点事項
- (5) 検査に必要な人員、または機材その他必要と認める事項

(検査執行基準)

第9条 検査執行基準は次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 第1種検査対象物については、総合検査または特定検査により、1年に1回以上実施するものとする。
- (2) 第2種検査対象物については、総合検査または特定検査により、2年に1回以上実施するものとする。
- (3) 第3種検査対象物については周囲の状況、構造、規模、業態、用途および設備等総合的に判断し、火災予防上危険な検査対象物を重点に総合検査または特定検査により、3年に1回以上実施することを原則とする。
- (4) 第4種検査対象物および第5種検査対象物については、周囲の状況、構造、規模、用途等から総合的に判断し消防長等が定めるものとする。

(検査事項)

第10条 検査対象物の位置、構造および設備ならびに管理の状況等の検査は、原則として別表第2および別表第2の2に定める検査項目表に基づき行うものとする。

(検査担当区域)

第11条 検査担当区域については別表第3のとおりとする。ただし、必要に応じて本部予防課等の応援を求めることができる。

第2節 資料等の提出

(資料の任意提出)

第12条 火災予防のため必要と認められる資料(検査対象物の実態を把握するために必要な既存の文書その他の物件をいう。以下同じ。)は、関係者に対して任意の提出を求めるものとする。

(資料提出命令)

第13条 前条の規定により難しい場合は法第4条および法第16条の5の命令に関する資料提出命令書(様式第2号・第2号の2)により消防長等が行うものとする。

(資料の受理および保管)

第14条 前条の規定により資料を受理したときは資料提出書(様式第3号)により所有権放棄の有無を確かめておかなければならない。ただし、第12条の規定によつて提出を求めた場合で特に必要がないと認められるときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する資料提出書により提出者が所有権を放棄したときにおいて、提出者から受領書の交付を求められたときは、提出資料受領書(様式第4号)を交付するものとする。
- 3 第1項に規定する資料提出書により提出者が所有権を放棄しなかつたときは、提出者に提出資料保管書(様式第5号)を交付するものとする。
- 4 前項に規定するところにより提出資料保管書を交付した資料で保管の必要がなくなつたときは、提出資料保管書と引換えに提出者にこれを還付するものとする。
- 5 前項に規定するところにより資料を還付したときは、提出者から還付資料受領書(様式第6号)を徴しておくものとする。
- 6 第1項に規定するところにより資料を受領したときは、提出資料処理経過簿(様式第7号)に必要事項を記載してその経過を明らかにして(第1項ただし書の資料を除く。)紛失またはき損しないよう保管しなければならない。

(任意の報告)

第15条 資料以外のもので火災の予防上必要と認められる事項については、関係者に対して、任意の報告を求めるものとする。

(報告の徴収)

第16条 前条の規定により難しい場合の法第4条および法第16条の5の報告については報告命令書(様式第8号・第8号の2)により消防長等が行うものとする。

(危険物の収去)

第17条 危険物または危険物である疑いのある物の収去については、鯖江・丹生消防組合危険物規制規則第16条の規定により行うものとする。

第3節 立入検査結果の処理

(防火対象物台帳の整理)

第18条 検査員は、検査を行つたときは防火対象物台帳(様式第9号)にその結果を記録するとともに、次条に掲げる書類を編綴し保存するものとする。

(通知書の交付)

第19条 検査員は、検査対象物の検査を行つたときは、その結果を立入検査結果通知書(様式第10号)に記入し、関係者に交付しなければならない。また、交付にあつては違反事項等を具体的に記載し、関係者においてその内容が容易に理解できるように配慮するものとする。

2 複合用途防火対象物または所有者、管理者、占有者が複数の防火対象物(以下「複合用途対象物等」という。)に検査結果を通知する場合は、検査結果通知書をテナントごと、ならびに複合用途対象物等の所有者に対しては全体の内容を記載し通知するものとする。

3 第1項の検査の結果、期限を定め改善結果の報告を求める必要のあるときは、改善結果(計画)書(様式第11号)の提出を求めるものとする。

4 前項の規定による報告書の提出期限は、原則として検査結果通知書を交付した日の翌日から起算して7日以内とする。

(検査結果報告書)

第20条 検査員は、検査を終了したときその結果を立入検査結果報告書(様式第12号)により消防長等に報告しなければならない。また、火災予防上または人命危険上緊急の必要があるときは、口頭により速やかに報告し、事後に文書をもつて報告しなければならない。

(指導書)

第21条 消防長等は、第19条第4項に定める提出期限が経過しても、なお報告されない場合または火災予防上必要があると認めた場合は、関係者に対して指導書(様式第13号)を交付するものとする。

2 指導書の交付を受けた関係者は、速やかに改善結果(計画)書を消防長等に提出しなければならない。

(違反処理)

第22条 消防長等は、指導書の交付を受けた関係者が当該指導書に従わず、かつ、その状態が継続する場合または違反の事実が重大であると認めた場合は、鯖江・丹生消防組合火災予防違反処理規程(平成16年消防本部訓令第2号)および鯖江・丹生消防組合危険物違反処理規程(平成16年消防本部訓令第4号)の定めるところにより処理するものとする。

(統計)

第23条 別表第4に掲げる統計を行い、消防長等に報告しなければならない。

第3章 雑則

(委任)

第24条 この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則(平成21年消防本部訓令第3号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年消防本部訓令第3号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年消防本部訓令第3号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1(第3条関係)

(平21消本訓令3・全改、平27消本訓令3・一部改正)

立入検査対象物区分表

区分	政令対象物	危険物施設等
第1種立入検査対象物	① 特定防火対象物で、 <u>法第8条第1項</u> の規定により防火管理者選任義務を有し、かつ、固定消火設備の設置義務を有するもの ② <u>法第8条の2の2</u> の規定に該当する防火対象物および自主点検報告表示対象物 ③ 政令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物で固定消火設備の設置義務を有するもの ④ <u>法第36条第1項</u> の規定により、防災管理者選任義務を有する防火対象物	製造所等のうち、保安監督者の選任義務を有するもの

第2種立入検査対象物	非特定防火対象物で、防火管理者選任義務を有し、かつ、固定消火設備の設置義務を有するもの	第1種立入検査対象物以外の製造所等
第3種立入検査対象物	第1種立入検査対象物および第2種立入検査対象物以外の防火対象物で、自動火災報知設備の設置を要する防火対象物	
第4種立入検査対象物	政令別表1に掲げる防火対象物(第1種、第2種および第3種立入検査対象物の防火対象物を除く)のうち、政令第10条の規定に基づき消火器具の設置義務を有するもの	少量危険物貯蔵取扱所
第5種立入検査対象物	第1種、第2種、第3種および第4種立入検査対象物以外の防火対象物および住居を専用とする対象物	

※ 固定消火設備とは、令第7条第2項第2号から第10号に該当する消火設備をいう。
別表第2(第10条関係)

(平21消本訓令3・一部改正)

立入検査項目表
事前確認事項

区分	検査項目	関係法
防火・防災管理者	☐ 選(解)任未届け	法8—1・2
	☐ 自衛消防組織の届け	
	☐ 消防計画の作成・届出の有無及び内容の適否	
	☐ 共同防火管理協議会の設立及び共同防火管理協議事項の策定	法8の2—1・2
	☐ 自主検査の実施及び記録の適否	法8—1、 令4、 規則3
	☐ 防災教育の実施及び内容の適否	
	☐ 自衛消防訓練の実施及び内容の適否	
	☐ 新築・増築・改築・修繕及び模様替えその他工事中の防火管理の適否	
	☐ 火気使用の監督業務の適否	
	☐ 終業点検の実施の有無	
防火対象物の定期点検	☐ 実施の適否	法8の2の2 令4の2
	☐ 報告の適否	
	☐ 表示の適否	
消防用設備等の点検	☐ 実施の適否	法17の3の3 則31の6
	☐ 結果記録の保存の適否	
	☐ 報告の適否	

立入検査項目

区分	検査項目	関係法
建築物及び工作物	☐ 主要構造部の構造の適否	
	☐ 防火区画〔面積・用途・堅穴〕の適否	
	☐ 防火区画を貫通するダクト等の防火ダンパーの設備および機能の適否	
	☐ 防火設備の設置および構造機能の適否	
	☐ 避難口に設ける戸の開放方向〔外開き〕の適否	
	☐ 直通階段、避難階段及び特別避難階段の設置及び機能の適否	
	☐ 居室、廊下、階段、通路等の内装材料の敵否	
	☐ 避難口及び廊下の幅ならびに床面の適否	
	☐ 非常用の進入口の位置及び構造機能の適否	
防火対象物の定期点検	☐ 防火管理維持台帳の整備の適否	則4の2の4
防火管理	☐ 定員管理の適否	法5—3
	☐ 非常用の進入口、非常用エレベーターの乗降ロビー管理の適否	
	☐ 整理整頓の適否	

	☐ 喫煙管理の適否	
	☐ 空き家、空室、空地等の管理の適否	
	☐ アーケードの管理〔開放部分・開閉装置、登はん設備、消火足場〕の適否	
避難管理	☐ 廊下、階段、通路等の障害物件の有無 ☐ 避難口付近の障害物件の有無 ☐ 避難口に設ける戸の解錠方法の表示の適否 ☐ 二方向避難の可否 ☐ 避難通路の配置の適否 ☐ 誘導灯および誘導標識の識別を妨げる障害物件の有無 ☐ 避難経路図の提出の有無 ☐ 客席の位置、構造等の適否 ☐ 屋上広場の管理の適否 ☐ 非常時における照明設備および音響装置の管理の適否	法8—1・8—2 5の3 令4 則3・4の2
防火	☐ 防火対象物品の防火製品の有無 ☐ 防火物品に対する防火表示の適否	法8の3
火気使用設備・器具	☐ 使用位置の適否 ☐ 周囲の造営材又は可燃物品との離隔距離の適否 ☐ 構造および管理の適否 ☐ 燃料タンク、燃料容器の設置位置、構造および配管の適否 ☐ 天がい、ダクト等の位置、構造および清掃の適否又はフィルター取り付けの有無 ☐ 煙突、煙道等の位置、構造および管理の適否	法3
電気設備・器具	☐ 変電・発電・蓄電池設備の位置、構造および管理の適否 ☐ 配電盤、分電盤等の構造および管理の適否 ☐ 電線、ケーブル等の適否 ☐ ネオン管灯設備、避雷設備、舞台装置等の位置、構造および管理の不適合	
火の使用制限	☐ 喫煙、裸火の使用、危険物品の持込等禁止事項の遵守の適否 ☐ 喫煙所の設置場所および吸殻容器の設置位置の適否	
危険物等	☐ 危険物の無許可貯蔵および取扱の有無 ☐ 危険物または指定可燃物等の無届貯蔵および取扱の有無 ☐ 危険物または指定可燃物等の保管場所および貯蔵、取扱い方法の適否 ☐ 化学実験室等における危険物の貯蔵、取扱の適否	
許可届出	☐ 消防法令の規定に基づく許可および届出の有無	
その他	☐ 圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の保存場所および貯蔵、取扱い方法の適否 ☐ 核燃料物質、放射性同位元素、劇毒物等の貯蔵、取扱いの有無 ☐ その他火災予防上必要な事項	法9

消防用設備等関係

区分	検査項目	関係法
共通	☐ 設置の適否 ☐ 操作障害物件の有無 ☐ 常用電源、非常電源の適否 ☐ 配線の適否 ☐ 常用電源開閉器表示の適否 ☐ 令第32条の適用に係る要件の維持の適否 ☐ 設備等の失効	法17—1 令10～29の3 則6～31の2の2 法17—1 令30

区分		検査項目	関係法
消火器具		☐ 〔設置数・設置位置・標識〕の適否	法17—1 令10 則6・7・9
		☐ 型式承認の失効の有無	
		☐ 機能の適否〔腐食・損傷・変形・その他〕	
屋内・外消火栓		☐ 〔制御盤・起動装置・表示装置〕の適否	法17—1 令11・19 規則12・22
		☐ 〔水源・ポンプ・配管〕の適否	
		☐ 〔消火栓箱・ホース・ノズル・標識・表示灯〕の適否	
スプリンクラー		☐ 〔制御盤・起動装置・表示装置〕の適否	法17—1 令12 則14
		☐ 〔水源・ポンプ・配管・弁・送水口〕の適否	
		☐ ヘッド〔設置位置・散水障害〕の適否	
		☐ 〔警報装置・標識〕の適否	
		☐ 補助散水栓の〔箱・ホース・ノズル・位置表示灯〕の適否	
水噴霧消火設備等		☐ 設置設備の種別の適否	
水噴霧・泡		☐ 〔制御盤・起動装置・表示装置〕の適否	水噴霧消火設備 法17—1、令13 二酸化炭素消火設備 法17—1 令16 則19・20 粉末消火設備 法17—1 令18 則21 泡消火設備 法17—1、令14 則16・17 ハロゲン化物消火設備 法17—1 令17
		☐ 〔水源・ポンプ・配管・弁・送水口〕の適否	
		☐ ヘッド〔設置位置・散水障害〕の適否	
		☐ 標識の適否〔設置の適否・破損・その他〕	
		☐ 排水設備の適否	
泡		☐ 消火薬剤の〔種別・貯蔵量・設置場所〕の適否	泡消火設備 法17—1、令14 則16・17 ハロゲン化物消火設備 法17—1 令17
		☐ 泡放出口の〔機能・種別・設置場所〕の適否	
		☐ 〔ホース・ノズル・格納箱〕の適否	
不活性ガス・ハロゲン化物・粉末消火設備		☐ 〔制御盤・起動装置・表示装置〕の適否	
		☐ 消火剤の〔貯蔵量・貯蔵場所〕の適否	
		☐ 〔防護区画・表示灯・標識〕の適否	
		☐ 〔ヘッド・ノズル・ホース・ホースリール〕の適否	
不活性ガス・ハロゲン化物消火設備		☐ 排出措置の機能の適否	
		☐ 呼吸保護具の〔設置・管理〕の適否	
動力消防ポンプ		☐ 水源の〔水量・貯水槽〕の適否	法17—1 令20
		☐ 消防ポンプの〔機能・規格放水量・設置場所〕の適否	
		☐ 〔ホース・ノズル〕の適否	
自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備		☐ 受信機の〔設置場所・機能〕の適否	法17—1 令21・21の2 則23・24 24の2・3・4
		☐ 感知器の未警戒の有無	
		☐ 感知器の〔機能・適応性・設置位置〕の適否	
		☐ 地区音響装置の〔機能・音量・区分鳴動〕の適否	
		☐ 〔受信機・感知器・中継機・発信機〕の型式承認失効の有無	
		☐ 発信機の〔機能・表示灯〕の適否	
		☐ 警戒区域一覧図の適否	
漏電火災警報器		☐ 〔検出漏洩電流設定値・音響装置・変流器〕の適否	法17—1 令22 規則24の3
		☐ 型式承認の失効の有無	
消防機関へ通報する火災報知設備		☐ 設置場所の適否	法17—1 令23 則25
		☐ 〔電話回線・手動起動装置・蓄積音声情報〕の適否	
		☐ 〔通話・呼び返し・応答〕機能の適否	
		☐ 操作部分の〔名称・操作内容〕の表示の適否	
非常警報	器具	☐ 設置場所の適否	法17—1 令24 則25の2
		☐ 機能適否〔破損・故障・その他〕	
	設備	☐ 音響装置の〔位置・音量・区分鳴動〕の適否	
	放送	☐ 起動装置の〔設置位置・機能・表示灯〕の適否	

		☐ 〔増幅器・操作部・スピーカー〕の適否	
避難器具		☐ 〔種類・設置位置・機能・標識〕の適否	法17—1 令25 則27
		☐ 操作上必要な〔広さ・通路・照度〕の適否	
		☐ 〔降下空間・避難空地・固定環〕の適否	
		☐ 型式承認失効の有無	
誘導灯		☐ 機能の適否〔破損・不点灯・その他〕	法17—1 令26 則28の3
		☐ 視認障害の有無	
		☐ 〔設置位置・種類・表示・大きさ〕の適否	
誘導標識		☐ 機能の適否	
消防用水		☐ 〔水源の水量・貯水槽・吸水措置〕の適否	法17—1・令27
排煙設備		☐ 〔排煙口・排煙機・起動装置〕の適否	法17—1・令28・規則30 建法35令126の3
		☐ 〔ダクト・防火ダンパー〕の適否	
連結散水設備		☐ 散水ヘッドの〔種別・設置場所・機能〕の適否	法17—1・令28の2・則30 の3
		☐ 〔送水口・配管・弁・標識〕の適否	
連結送水管		☐ 〔送水口・放水口・配管・標識〕の適否	法17—1・令29・則31
		☐ 加圧送水装置の機能の適否	
		☐ 〔格納箱・ホース・ノズル〕の適否	
非常コンセント設備		☐ 〔コンセント・保護箱・表示灯・標識〕の適否	法17—1・令29の2・則31 の2
無線通信補助設備		☐ 〔保護箱・接続端子・ケーブル・表示〕の適否	法17—1・令29の3・則31 の2の2

別表第2の2(第10条関係)

1 製造所及び一般取扱所

1 管理関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法10—①	☐	同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する	○容器の表示、MSDS等の情報を活用
	☐	仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法11—①	☐	建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等(許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。)により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 法11—⑤	☐	完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
譲渡引渡 法11—⑥	☐	製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
用途廃止 法12の6	☐	廃止した製造所等の届出をしているか。	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安統括管理者 法12の7 令30の3	☐	選任を必要とする事業所においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
	☐	転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？		
	☐	業務は確実に行われているか？		
危険物保安監督者 法13—①、②	☐	選任を必要とする製造所等においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	

令31—①、令31の2 則48	☐	転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？		
	☐	業務は確実に行われているか？		
危険物施設保安員 法14 令36 則59、則60	☐	選任を必要とする製造所等においては、これを選任しているか？	①関係者への質問により確認	
	☐	転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？		
	☐	業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 法13—③ 令31—②、③ 則49 法13の23 則58の14	☐	危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問により確認	
	☐	危険物取扱者以外の者が危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	☐	危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		
予防規程 法14の2 令37 則60の2	☐	予防規程の内容が従業者の変更、施設の増設等により実態にそぐわない状態になっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、予防規程、保安教育、訓練の記録により確認	
	☐	保安教育、訓練が計画どおり行われているか？		
	☐	その他予防規程の内容に即した業務が行われているか？		
定期点検 法14の3の2 令8の5 則62の4、則62の5の2、則62の5の3、則62の6～62の8	☐	定められた期間内に定期点検が行われているか？	①定期点検記録表により確認	
	☐	定期点検実施者は適正か？		
	☐	定期点検記録表の記載内容はよいか、不備事項は改善されているか？	①定期点検記録表により確認 ②また、不備事項の記録があつたものは、改修状況を目視による確認	
	☐	定期点検記録表は適正に保存されているか？	①目視による確認	
自衛消防組織法14の4 令38 令38の2—① 則64、則64の2 令38の2—② 則65 令38の2—③	☐	指定施設は自衛消防組織を定めているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、編成表により確認	
	☐	自衛消防組織の編成(人員数、化学消防自動車の台数)はよいか？		
	☐	化学消防自動車は、必要な消火能力及び設備を備えているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	化学消防自動車には、必要な消火薬剤及び必要な器具を備えているか？		
	☐	定期的に訓練を実施しているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、実施結果記録簿により確認	

2 位置、構造及び設備並びに貯蔵及び取り扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
保安距離 令9—①—1	☐	保安距離内に保安対象物件が新築、増築されていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	☐	代替施設の防火上有効な塀等に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
保有空地 令9—①—2 則13	☐	空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	☐	代替施設の防火上有効な隔壁に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	

標識、掲示板 令9―①―3 則17―①、則18―①		☐	標識、掲示板は、見えにくいのか？	①目視による確認	
		☐	汚損、破損等はないか？		
		☐	掲示板の記載内容(品名、数量、倍数、危険物保安監督者の氏名等)に誤りはないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
建築物	壁、柱、床等 令9―①―5	☐	壁、柱、床、はり及び階段に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
		☐	周囲の建築物の新築、増築により延焼のおそれのある外壁が生じていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	屋根 令9―①―6	☐	屋根に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	窓及び出入口 令9―①―7	☐	防火設備に変形、損傷はないか？	①目視による確認	
		☐	防火設備の開閉機能及び自動閉鎖の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	○物品の存置等にも留意
	網入りガラス 令9―①―8	☐	網入ガラスに破損はないか？	①目視による確認	
		☐	網入ガラス以外のものとなっていないか？		
	床 令9―①―9 令24―4の2	☐	床及びためますに亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
		☐	ためますに滞油、滞水、土砂等の堆積がないか？		
	採光、照明、換気設備等 令9―①―10 令9―①―11 令24―6		☐	採光、照明及び換気・排出設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認
☐			換気・排出設備のダクト、ダンパー、引火防止網等に損傷、腐食等はないか？	①目視による確認	○汚れ、目詰まりにも留意
☐			危険物の性質に応じて遮光及び換気を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
囲い、ためます、油分離装置等 令9―①―12 令24―4の2		☐	囲い、地盤面、ためます及び油分離装置に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
		☐	油分離装置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
		☐	ためます、油分離装置に滞油、滞水、土砂等の堆積がないか？		
機械器具その他の設備 令9―①―13 令24―8 令27―②―1		☐	危険物等の漏れ、あふれ又は飛散はないか？	①目視による確認	○臭気、音、振動にも留意
		☐	設備に変形、亀裂、損傷はないか？		
		☐	設備の固定状況はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
		☐	設備の塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
		☐	設備の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
		☐	危険物の粉末が浮遊していたり、機械器具等に附着していないか？	①目視による確認	
温度測定装置、圧力計、安全装置 令9―①―14、16 則19 令24―7 令27―②―2		☐	温度測定装置、圧力計及び安全装置に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
		☐	取付部のゆるみはないか？	①目視による確認	
		☐	安全弁等の吹き出し場所が、火災予防上危険となっていないか？		

	☐	温度測定装置、圧力計の運転値は適正か？	①目視及び関係者への質問により確認	
加熱又は乾燥設備 令9—①—15 令24—7 令27—②—3	☐	附帯設備に変形、亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	☐	温度測定装置、圧力計の運転値は適正か？	①目視及び関係者への質問により確認	
電気設備 令9—①—17	☐	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
静電気除去装置 令9—①—18	☐	断線はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	取付部のゆるみ等はないか？	①目視による確認	
	☐	接地抵抗値は適正か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
避雷設備 令9—①—19 則13の2の2	☐	突針部に変形、損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	断線はないか？	①目視による確認	
	☐	導線接続部の取付ボルトのゆるみ等はないか？		
	☐	接地抵抗値は適正か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
危険物を取り扱うタンク 令9—①—20	☐	屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所のチェックシートによる。	①同左	
配管 令9—①—21 則13の5	☐	危険物の漏れはないか？	①目視による確認 ②地下配管の漏れの有無は、定期点検記録表等により確認	
	☐	変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認	
	☐	配管は地盤面に接していないか？		
	☐	弁及び可撓管継手の取付ボルトにゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	☐	配管ピット等に変形、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積がないか？	①目視による確認	
	☐	保温材に損傷はないか、その剥離はないか？		
	☐	配管支持物に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？		
消火設備 令20 則29～36	☐	第1種、第2種又は第3種の消火設備については、消火設備のチェックシートによる。	①同左	
	☐	第4種及び第5種消火設備については、その位置及び設置数は適正か、また、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
警報設備 令21 則36の2、則37、則38	☐	自動火災報知設備については、自動火災報知設備のチェックシートによる。	①同左	
	☐	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
----	------	---------	----

許可(届出)外危険物の貯蔵、取扱い 法11の①、法11の4—① 令24—1	☐	許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、製造マニュアル、受払伝票等により確認	(注) 危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更に よつて位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	☐	危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		
火気使用等 令24—2	☐	火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気 の管理状況にも留意
	☐	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
出入管理 令24—3	☐	従業時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	
	☐	夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいか？		○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
整理、清掃 令24—4	☐	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	☐	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
くず、かす等の廃棄 令24—5 令27—⑤—1	☐	危険物のくず、かすの一時的な置き場は安全な場所か？	①目視による確認	
	☐	廃棄等の方法は適切か？	①関係者への質問により確認	
	☐	焼却は安全な場所で行っているか、周囲に可燃物等がないか？	①目視による確認	
	☐	焼却の方法はよいか、消火器を準備しているか。	①関係者への質問により確認	
	☐	焼却する際には、必ず見張人をつけているか？		
異物の混入等 令24—9	☐	危険物に変質していないか？	①目視による確認	
	☐	混入防止、変質防止の安全策を講じているか？		○廃液処理における異常反応防止にも留意
設備等の修理 令24—10	☐	移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	☐	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか。また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
容器 令24—11 令24—12 令27—③—1 則39の3	☐	容器の材質、構造は適合しているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	品名、数量等の表示は適切か？		
	☐	容器に破損、腐食、さけめ等はないか？	①目視による確認	
	☐	荷下し、荷積み時等の取扱い方法はよいか？	①目視及び関係者への質問により確認	
機械器具等の使用制限 令24—13	☐	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	☐	振動等により接続部にゆるみがないか？		

	☐	火花を発する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
--	--------------------------	-----------------------------	-------------------	--

2 屋内貯蔵所(平屋建の独立専用建築物)

1 管理関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い <u>法</u> 10—①	☐	同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、MSDS等の情報を活用
	☐	仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 <u>法</u> 11—①	☐	建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等(許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。)により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 <u>法</u> 11—⑤	☐	完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	☐	仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 <u>法</u> 11—⑥	☐	製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
用途廃止 <u>法</u> 12の6	☐	廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 <u>法</u> 13—①、② <u>令</u> 31—①、 <u>令</u> 31の2 則48	☐	選任を必要とする製造所等においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
	☐	転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？		
	☐	業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 <u>法</u> 13—③ <u>令</u> 31—②、③ 則49 <u>法</u> 13の23 則58の14	☐	危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、免状により確認	
	☐	危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	☐	危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		
予防規程 <u>法</u> 14の2 <u>令</u> 37 則60の2	☐	予防規程の内容が従業者の変更、施設の増設等により実態にそぐわない状態になっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、予防規程、保安教育、訓練の記録により確認	
	☐	保安教育、訓練が計画どおり行われているか？		
	☐	その他予防規程の内容に則した業務が行われているか？		
定期点検 <u>法</u> 14の3の2 <u>令</u> 8の5 則62の4、則62の6～則62の8	☐	定められた期間内に定期点検が行われているか？	①定期点検記録表により確認	
	☐	定期点検実施者は適正か？		
	☐	定期点検記録表の記載内容はよいか、不備事項は改善されているか？	①定期点検記録表及び関係者への質問により確認 ②また、不備事項の記録があつたものは、改修状況を目視による確認	
	☐	定期点検記録表は適正に保存されているか？		

2 位置、構造及び設備並びに貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目		着眼項目	チェックの方法	備考
保安距離 令10—①—1		☐ 保安距離内に保安対象物件が新築、増築されていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
		☐ 代替施設の防火上有効な塀等に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
保有空地 令10—①—2		☐ 空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
標識、掲示板 令10—①—3 則17—①、則18—①		☐ 標識、掲示板は、見えにくいのか？	①目視による確認	
		☐ 汚損、破損等はないか？		
		☐ 掲示板の記載内容(品名、数量、倍数、危険物保安監督者の氏名等)に誤りはないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
建築物	軒高等 令10—①—4	☐ 地盤沈下、周囲の地盤のかさあげ等により、床は地盤面より低くなっているか？	①目視による確認	
	壁、柱、床等 令10—①—6	☐ 壁、柱、床、はりに亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
		☐ 周囲の建築物の新築、増築により延焼のおそれのある外壁が生じていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	屋根及び天井 令10—①—7	☐ 屋根に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	窓及び出入口 令10—①—8	☐ 防火設備に変形、損傷はないか？	①目視による確認	
		☐ 防火設備の開閉機能及び自動閉鎖の機能はよいのか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	○周囲の物品の 存置にも留意
	網入ガラス 令10—①—9	☐ 網入ガラスに破損はないか？	①目視による確認	
		☐ 編入ガラス以外のものとなっていないか？		
	床 令10—①—10 令10—①—11 令24—4の2	☐ 床及びためすに亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
		☐ ためすに滞油、滞水、土砂等の堆積がないか？		
架台 令10—①—11の2 則16の2の2		☐ 架台に変形、損傷はないか？	①目視による確認	
		☐ 架台の固定状況はよいのか？		
		☐ 落下防止措置は適切か？		
採光、照明、換気設備等 令10—①—12 令24—6		☐ 採光、照明及び換気・排出設備に損傷はないか、その機能はよいのか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
		☐ 換気・排出設備のダクト、ダンパー、引火防止網等に損傷、腐食等はないか？	①目視による確認	○汚れ、目詰まりにも留意
		☐ 危険物の性質に応じて遮光及び換気を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
電気設備 令10—①—13		☐ 配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
		☐ 接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
避雷設備 令10—①—14 則13の2の2		☐ 突針部に変形、損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
		☐ 断線はないか？	①目視による確認	
		☐ 導線接続部の取付ボルトのゆるみ等はないか？		
		☐ 接地抵抗値は適正か？	①目視による確認	

			②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
通風装置等 令10—①—15 令24—7	☐	保温(冷)構造に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	☐	通風装置、冷房装置、温度計等の計器は、正常に作動しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	危険物の性質に応じた適正な温度、湿度を保っているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
消火設備 令20 則29～36	☐	第1種、第2種又は第3種の消火設備については、消火設備のチェックシートによる。	①同左	
	☐	第4種及び第5種消火設備については、その位置及び設置数は適正か、また、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
警報設備 令21 則36の2、則37、 則38	☐	自動火災報知設備については、自動火災報知設備のチェックシートによる。	①同左	
	☐	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
許可(届出)外危険物の貯蔵、取扱い 法11の4—① 令24—1	☐	許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、製造マニュアル、受払伝票等により確認	(注)危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によつて位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	☐	危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		
火気使用等 令24—2	☐	火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気の使用状況にも留意
	☐	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の使用は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
出入管理 令24—3	☐	従業員時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	
	☐	夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいのか？		○放火防止対策、施設管理の状況にも留意
整理、清掃 令24—4	☐	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	☐	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
漏れ、あふれ又は飛散防止 令24—8	☐	危険物が漏れ、あふれ又は飛散していないか？	①目視による確認	
設備等の修理 令24—10	☐	移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	☐	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか。また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		

容器 令24—11 令24—12 令27—③—1 則39の3	☐	容器の材質、構造は適合しているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	品名、数量等の表示は適切か？		
	☐	容器に破損、腐食、さけめ等はないか？	①目視による確認	
	☐	荷下し、荷積み時等の取扱い方法はよいか？	①目視及び関係者への質問により確認	
機械器具等の使用制限 令24—13	☐	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	☐	振動等により接続部にゆるみができていないか？		
	☐	火花を発する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
保護液 令24—14	☐	保護液から露出していないか？	①目視による確認	
	☐	保護液の量は充分か？	②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	容器の蓋、栓のゆるみ等はないか？	①目視による確認	
貯蔵、取扱いの基準 令26—①—1 令26—①—1の2 令26—①—1の3 令26—①—2 則39の3、則40—① 令26—①—3 則40—② 令26—①—3の2 則40の2 令26—①—3の3	☐	貯蔵所に定められた物品以外の物品を貯蔵していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	類の異なる危険物(定められたものを除く。)を同一の貯蔵所に貯蔵していないか？	①目視による確認	
	☐	水中に貯蔵する物品と禁水性物品を同一の貯蔵所で貯蔵していないか？		
	☐	類別、危険等級に適応した内装容器等に収納されているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	☐	運搬容器は、密閉されているか？	①目視による確認	
	☐	液体の危険物の運搬容器の収納率、空間容積は適正か？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	外装容器の収納状況は適正か？		
	☐	内装容器等に表示はあるか？		
	☐	内装容器等の表示は適正か？		
	☐	指定数量の10倍以下ごとに区分されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	集積ごとに0.3m以上の間隔が確保されているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	☐	油種に応じた容器の積み重ね高さは適正か？	①目視による確認	
	☐	貯蔵所内の温度は適正か？	①目視による確認	
同時貯蔵 令26—①—1ただし書 則38の4 令26—①—1の2 則39	☐	同時貯蔵する場合の貯蔵間隔等は適切か？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	

3 屋内貯蔵所(平屋建以外の独立専用建築物)

1 管理関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法 10—①	☐ 同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、MSDS等の情報を活用
	☐ 仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法 11—①	☐ 建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新し	①目視及び関係者への質問により確認	○新しい設備や塗装に留意

		い設備はないか？	②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等(許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。)により確認	
完成検査前使用 法11—⑤	☐	完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認	
	☐	仮使用の承認内容と相違していないか？	①仮使用の承認の有無と承認内容を、仮使用承認書により確認	
譲渡引渡 法11—⑥	☐	製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
用途廃止 法12の6	☐	廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 法13—①、② 令31—①、令31の2 則48	☐	選任を必要とする事業所においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
	☐	転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？		
	☐	業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 法13—③ 令31—②、③ 則49 法13の23 則58の14	☐	危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、免状により確認	
	☐	危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	☐	危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		
予防規程 法14の2 令37 則60の2	☐	予防規程の内容が従業者の変更、施設の増設等により実態にそぐわない状態になっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、予防規程、保安教育、訓練の記録により確認	
	☐	保安教育、訓練が計画どおり行われているか？		
	☐	その他予防規程の内容に則した業務が行われているか？		
定期点検 法14の3の2 令8の5 則62の4、則62の6 ～則62の8	☐	定められた期間内に定期点検が行われているか？	①定期点検記録表により確認	
	☐	定期点検実施者は適正か？		
	☐	定期点検記録表の記載内容はよいのか、不備事項は改善されているか？	①定期点検記録表及び関係者への質問により確認 ②また、不備事項の記録があつたものは、改修状況を目視による確認	
	☐	定期点検記録表は適正に保存されているか？	①目視による確認	

2 位置、構造及び設備並びに貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
保安距離 令10—①—1	☐ 保安距離内に保安対象物件が新築、増築されていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	☐ 代替施設の防火上有効な塀等に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
保有空地 令10—①—2	☐ 空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
標識、掲示板 令10—①—3 則17—①、則18—①	☐ 標識、掲示板は、見えにくいのか？	①目視による確認	
	☐ 汚損、破損等はないか？		
	☐ 掲示板の記載内容(品名、数量、倍数、危険物保安監督者の氏名等)に	①目視及び関係者への質問により確認	

			誤りはないか？	②必要に応じ、施設台帳等により確認	
建築物	階高等 令10—②—1	☐	地盤沈下、周囲の地盤のかさあげ等により、床は地盤面より低くなっているか？	①目視による確認	
	壁、柱、床等 令10—②—3	☐	壁、柱、床、はり及び階段に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
		☐	周囲の建築物の新築、増築により延焼のおそれのある外壁が生じていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	屋根及び天井 令10—①—7	☐	屋根に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	窓及び出入口 令10—①—8	☐	防火設備に変形、損傷はないか？	①目視による確認	
		☐	防火設備の開閉機能及び自動閉鎖の機能はよいのか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	○物品の存置等にも留意
	網入ガラス 令10—①—9	☐	網入ガラスに破損はないか？	①目視による確認	
		☐	網入ガラス以外のものとなっていないか？		
	床 令10—①—10 令10—①—11 令24—4の2	☐	床及びためますに亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
		☐	ためますに滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？		
架台 令10—①—11の2 則16の2の2		☐	架台に変形、損傷はないか？	①目視による確認	
		☐	架台の固定状況はよいのか？		
		☐	落下防止措置は適切か？		
採光、照明及び換気設備 令10—①—12 令24—6		☐	採光、照明及び換気設備に損傷はないか、その機能はよいのか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
		☐	換気設備のダクト、ダンパー、引火防止網等に損傷、腐食等はないか？	①目視による確認	
		☐	危険物の性質に応じて遮光及び換気を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
電気設備 令10—①—13		☐	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
		☐	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
避雷設備 令10—①—14 則13の2の2		☐	突針部に変形、損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
		☐	断線はないか？		
		☐	導線接続部の取付ボルトのゆるみ等はないか？		
		☐	接地抵抗値は適正か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
消火設備 令20 則29～36		☐	第1種、第2種又は第3種の消火設備については、消火設備のチェックシートによる。	①同左	
		☐	第4種及び第5種消火設備については、その位置及び設置数は適正か、また、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
警報設備 令21 則36の2、則37、 則38		☐	自動火災報知設備については、自動火災報知設備のチェックシートによる。	①同左	
		☐	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

適正な温度、湿度又は圧力 令24—7	☐	通風装置、冷房装置、温度計等の計器は、正常に作動しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	危険物の性質に応じた適正な温度、湿度を保っているか？	①目視及び関係者への質問により確認	

3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
許可(届出)外危険物の貯蔵、取扱い 法11の4—① 令24—1	☐	許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、製造マニュアル、受払伝票等により確認	(注) 危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更に よつて位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	☐	危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		
火気使用等 令24—2	☐	火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気 の管理状況にも留意
	☐	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
出入管理 令24—3	☐	従業時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	
	☐	夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいのか？		○防火防止対策、施錠管理の状況にも留意
整理、清掃 令24—4	☐	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	☐	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
漏れ、あふれ又は飛散防止 令24—8	☐	危険物が漏れ、あふれ又は飛散していないか？	①目視による確認	
設備等の修理 令24—10	☐	移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	☐	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか。また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
容器 令24—11 令24—12	☐	容器の材質、構造は適合しているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	品名、数量等の表示は適切か？		
令27—③—1 則39の3	☐	容器に破損、腐食、さけめ等はないか？	①目視による確認	
	☐	荷下し、荷積み時等の取扱い方法はよいのか？	①目視及び関係者への質問により確認	
機械器具等の使用制限 令24—13	☐	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	☐	振動等により接続部にゆるみができていないか？		
	☐	火花を発する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
貯蔵、取扱いの基準 令26—①—1	☐	貯蔵所に定められた物品以外の物品を貯蔵していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	

令26—①—1の2 令26—①—1の3 令26—①—2 則39の3 則40—① 令26—①—3 則40—② 令26—①—3の2 則40の2 令26—①—3の3	☐	類の異なる危険物(定められたものを除く。)を同一の貯蔵所に貯蔵していないか？	①目視による確認	
	☐	水中に貯蔵する物品と禁水性物品を同一の貯蔵所で貯蔵していないか？		
	☐	類別、危険等級に適応した内装容器等に収納されているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	☐	運搬容器は、密閉されているか？	①目視による確認	
	☐	液体の危険物の運搬容器の収納率、空間容積は適正か？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	外装容器の収納状況は適正か？		
	☐	内装容器等に表示はあるか？		
	☐	内装容器等の表示は適正か？		
	☐	指定数量の10倍以下ごとに区分されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	集積ごとに0.3m以上の間隔が確保されているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	☐	油種に応じた容器の積み重ね高さは適正か？	①目視による確認	
	☐	貯蔵所内の温度は適正か？	①目視による確認	
同時貯蔵 令26—①—1ただし書 則38の4 令26—①—1の2 則39 令26—①—1の3	☐	同時貯蔵する場合の貯蔵間隔等は適切か？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	

4 屋内貯蔵所(他用途部分を有する建築物に設けるもの)

1 管理関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法10—①	☐	同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、MSDS等の情報を活用
	☐	仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法11—①	☐	建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等(許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。)により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 法11—⑤	☐	完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	☐	仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 法11—⑥	☐	製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
用途廃止 法12の6	☐	廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 法13—①、② 令31—①、令31の2 則48	☐	選任を必要とする製造所においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
	☐	転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？		
	☐	業務は確実に実行されているか？		

危険物取扱者 法13—③ 令31—②、③ 則49 法13の23 則58の14	☐	危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、免状により確認	
	☐	危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	☐	危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		
予防規程 法14の2 令37 則60の2	☐	予防規程の内容が従業者の変更、施設の増設等により実態にそぐわない状態になっているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、予防規程、保安教育、訓練の記録により確認	
	☐	保安教育、訓練が計画どおり行われているか？		
	☐	その他予防規程の内容に則した業務が行われているか？		
定期点検 法14の3の2 令8の5 則62の4、則62の6～則62の8	☐	定められた期間内に定期点検が行われているか？	①定期点検記録表により確認	
	☐	定期点検実施者は適正か？		
	☐	定期点検記録表の記載内容はよいか、不備事項は改善されているか？	①定期点検記録表及び関係者への質問により確認 ②また、不備事項の記録があつたものは、改修状況を目視による確認	
	☐	定期点検記録表は適正に保存されているか？		①目視による確認

2 位置、構造及び設備並びに貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目		着眼項目	チェックの方法	備考
標識、掲示板 令10—①—3 則17—①、則18—①	☐	標識、掲示板は、見えにくいのか？	①目視による確認	
	☐	汚損、破損等はないか？		
	☐	掲示板の記載内容(品名、数量、倍数、危険物保安監督者の氏名等)に誤りはないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
建築物	階高等 令10—③—2	☐	地盤沈下、周囲の地盤のかさあげ等により、床は地盤面より低くなっているか？	①目視による確認
	壁、柱、床等 令10—③—4	☐	壁、柱、床、はり及び屋根(又は上階の床)に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認
	出入口 令10—③—5	☐	防火設備に変形、損傷はないか？	①目視による確認
		☐	防火設備の開閉機能及び自動閉鎖の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認
	床 令10—①—10 令10—①—11 令24—4の2	☐	床及びためますに亀裂、損傷はないか？	①目視による確認
		☐	ためますに滞油、滞水、土砂等の堆積がないか？	
架台 令10—①—11の2 則16の2の2	☐	架台に変形、損傷はないか？	①目視による確認	
	☐	架台の固定状況はよいか？		
	☐	落下防止措置は適正か？		
採光、照明、換気設備等 令10—①—12 令10—③—7 令24—6	☐	採光、照明及び換気・排出設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	☐	換気・排出設備のダクト、ダンパー、引火防止網等に損傷、腐食等はないか？	①目視による確認	○汚れ、目詰まりにも留意
	☐	危険物の性質に応じて遮光及び換気を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確認	

電気設備 令10—①—13	☐	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
避雷設備 令10—①—14 則13の2の2	☐	突針部に変形、損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	断線はないか？	①目視による確認	
	☐	導線接続部の取付ボルトのゆるみ等はないか？		
	☐	接地抵抗値は適正か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
通風装置等 令10—①—15 冷24—7	☐	保温(冷)構造に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	☐	通風装置、冷房装置、温度計等の計器は、正常に作動しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	危険物の性質に応じた適正な温度、湿度を保っているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
消火設備 令20 則29～36	☐	第1種、第2種又は第3種の消火設備については、消火設備のチェックシートによる。	①同左	
	☐	第4種及び第5種消火設備については、その位置及び設置数は適正か、また、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
警報設備 令21 則36の2、則37、則38	☐	自動火災報知設備については、自動火災報知設備のチェックシートによる。	①同左	
	☐	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
許可(届出)外危険物の貯蔵、取扱い 法11の4—① 令24—1	☐	許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等、製造マニュアル、受払伝票等により確認	(注) 危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によつて位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	☐	危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		
火気使用等 令24—2	☐	火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気の管理状況にも留意
	☐	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
出入管理 令24—3	☐	従業時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	
	☐	夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいのか？		○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
整理、清掃 24—4	☐	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	

	☐	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
漏れ、あふれ又は飛散防止 令24—8	☐	危険物が漏れ、あふれ又は飛散していないか？	①目視による確認	
設備等の修理 令24—10	☐	移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	☐	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか。また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
容器 令24—11 令24—12 令27—③—1 則39の3	☐	容器の材質、構造は適合しているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	品名、数量等の表示は適切か？		
	☐	容器に破損、腐食、さけめ等はないか？	①目視による確認	
	☐	荷下し、荷積み時等の取扱い方法はよいか？	①目視及び関係者への質問により確認	
機械器具等の使用制限 令24—13	☐	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	☐	振動等により接続部にゆるみが生じていないか？		
	☐	火花を発する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
保護液 令24—14	☐	保護液から露出していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	保護液の量は充分か？		
	☐	容器の蓋、栓のゆるみ等はないか？	①目視による確認	
貯蔵、取扱いの基準 令26—①—1 令26—①—1の2 令26—①—1の3 令26—①—2 則39の3、則40—1 令26—①—3 則40—② 令26—①—3の2 則40の2 令26—①—3の3	☐	貯蔵所に定められた物品以外の物品を貯蔵していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	類の異なる危険物(定められたものを除く。)を同一の貯蔵所に貯蔵していないか？	①目視による確認	
	☐	水中に貯蔵する物品と禁水性物品を同一の貯蔵所で貯蔵していないか？		
	☐	類別、危険等級に適応した内装容器等に収納されているか？		
	☐	運搬容器は、密閉されているか？	①目視による確認	
	☐	液体の危険物の運搬容器の収納率、空間容積は適正か？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	外装容器の収納状況は適正か？		
	☐	内装容器等に表示はあるか？		
	☐	内装容器等の表示は適正か？		
	☐	指定数量の10倍以下ごとに区分されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	集積ごとに0.3m以上の間隔が確保されているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	☐	油種に応じた容器の積み重ね高さは適正か？	①目視による確認	
	☐	貯蔵所内の温度は適正か？	①目視による確認	
同時貯蔵 令26—①—1ただし書 則38の4 令26—①—1の2	☐	同時貯蔵する場合の貯蔵間隔等は適切か？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	

則39 令26—①—1の3			
------------------	--	--	--

5 屋外タンク貯蔵所

1 管理関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い <u>法</u> 10—①	☐	同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、MSDS等の情報を活用
	☐	仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 <u>法</u> 11—①	☐	建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等(許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。)により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 <u>法</u> 11—⑤	☐	完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	☐	仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 <u>法</u> 11—⑥	☐	製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
用途廃止 <u>法</u> 12の6	☐	廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 <u>法</u> 13—①、② 令31—①、令31の2 則48	☐	選任を必要とする製造所においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
	☐	転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？		
	☐	業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 <u>法</u> 13—③ 令31—②、③ 則49 <u>法</u> 13の23 則58の14	☐	危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、免状により確認	
	☐	危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	☐	危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		
予防規程 <u>法</u> 14の2 令37 則60の2	☐	予防規程の内容が従業者の変更、施設の増設等により実態にそぐわない状態になっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、予防規程、保安教育、訓練の記録により確認	
	☐	保安教育、訓練が計画どおり行われているか？		
	☐	その他予防規程の内容に則した業務が行われているか？		
定期点検 <u>法</u> 14の3の2 令8の5 則62の4 則62の5の3 則62の6～則62の8	☐	定められた期間内に定期点検が行われているか？	①定期点検記録表により確認	
	☐	定期点検実施者は適正か？		
	☐	定期点検記録表の記載内容はよいのか、不備事項は改善されているか？	①定期点検記録表及び関係者への質問により確認 ②また、不備事項の記録があつたものは、改修状況を目視による確認	
	☐	定期点検記録表は適正に保存されているか？		

内部点検 則62の4～則62の5	☐	定められた期間内に点検が行われているか？	①定期点検記録表及び関係者への質問により確認	
	☐	点検実施者は適正か？		
	☐	点検記録表の記載内容はよいか、不備事項は改修されているか？		
	☐	点検記録表は適正に保存されているか？	①目視による確認	
保安検査 法14の3—① 令8の4 則62の2～則62の2の6	☐	定められた期間内に保安検査を受けているか？	①施設台帳等により確認	
タンクの不等沈下 法14の3—② 則62の2の6 令8の4—⑤	☐	タンクの地盤の沈み、極端なタンクの傾斜等の不等沈下はないか？	①目視及び沈下測定記録等により確認	
	☐	不等沈下の割合が1/100を超えていないか？	①目視及び沈下測定記録等により確認 (注) 不等沈下の割合が1/100を超えている場合は、臨時保安検査を受けなければならない。	

2 位置、構造及び設備並びに貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
保安距離 令11—①—1	☐	保安距離内に保安物件が新築、増築されていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	☐	代替施設の防火上有効な塀等に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
敷地内距離 令11—①—1の2 則19の2 告68の2	☐	敷地境界の変更、境界外の告示で定める施設の用途の変更等により、必要な距離の不足を生じていないか？	①目視、実測及び関係者への質問により確認	
	☐	代替施設の防火上有効な塀に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	☐	代替施設の水幕設備は水幕設備チェックシートによる。	①同左	
保有空地 令11—①—2 則15	☐	空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	☐	代替施設の冷却用散水設備は、冷却用散水設備チェックシートによる。	①同左	
標識、掲示板 令11—①—3 則17—①、則18—①	☐	標識、掲示板は、見えにくいのか？	①目視による確認	
	☐	汚損、破損等はないか？		
	☐	掲示板の記載内容(品名、数量、倍数、危険物保安監督者の氏名等)に誤りはないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
基礎 令11—①—3の2 令11—①—3の3 則20の2 則20の3の2	☐	犬走り、法面、コンクリートリング等に損傷、亀裂等はないか？	①目視による確認	
	☐	コンクリートリングの水抜口の目詰まりはないか？		
タンク本体 {低板部及び側板部} 令11—1—4 則20の4、則20の4の2 令11—①—7 令11—①—11の2 則21の4	☐	危険物の漏れはないか？	①目視による確認	
	☐	鋼板に変形、亀裂はないか？		
	☐	固定ボルトに腐食はないか、そのゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	☐	塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認 ②著しい腐食が認められる場合は、実測、板厚測定記録等により確認	

	☐	雨水浸入防止装置に亀裂、剥離等はないか？	①目視による確認	
	☐	底板の水抜管周りに腐食、土砂堆積、滞水等はないか、ピットに破損はないか？		
	☐	側板の水抜管、ミキサー、ヒーティングコイル等の周りからの危険物の漏れはないか？		
	☐	ウインドガーター及び階段に変形、損傷はないか？		
	☐	保温、保冷タンクの外装材に変形、亀裂はないか、外装材内の滞水はないか？		
タンク本体 {固定屋根部} 令11—①—4 令11—①—7 令26—①—4	☐	屋根板等に変形、亀裂等はないか？	①目視による確認	
	☐	塗装の剥離、腐食はないか、雨水等はたまっていないか？	①目視による確認 ②著しい腐食が認められる場合は、実測、板厚測定記録等により確認	
	☐	マンホール、検尺口等の蓋が開放されたままになっていないか、取付ボルトのゆるみはないか？	①目視による確認	
タンク本体 {浮き屋根部} 令11—①—4 令11—①—7 令11—①—11の3 則21の5 令26—①—4	☐	屋根板等に変形、亀裂等はないか？	①目視による確認	
	☐	塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認 ②著しい腐食が認められる場合は、実測、板厚測定記録等により確認	
	☐	マンホール、検尺口等の蓋が開放されたままになっていないか、取付ボルトのゆるみはないか？	①目視による確認	
	☐	ルーフドレン、エマージェンシードレン等の付着により排水機能が阻害されていないか、排水に危険物が混入していないか？		
	☐	ガイドポールに変形、傾斜、腐食はないか？		
	☐	ローリングラダーに変形、亀裂、腐食はないか？		
	☐	ルーフアースの断線、取付部のボルトのゆるみがないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	側板とのシール部分に必要以上の間隔が開いていないか、シールのゴム等の変形、亀裂等の劣化はないか？	①目視による確認	
タンク支柱 令11—①—5 則21	☐	固定ボルトに腐食はないか、そのゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	☐	変形、損傷、被覆材の剥離等はないか？	①目視による確認	
通気管及び安全装置 令11—①—8 則19—①、則20—①	☐	変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認	
	☐	引火防止装置の損傷はないか、金網の目詰まり、腐食はないか？		
	☐	弁の作動状況はよいか、安全装置等の機能はよいか？	①定期点検記録表等により確認	
自動表示装置 令11—①—9	☐	変形、損傷、腐食はないか、取付ボルトのゆるみはないか？	①目視による確認	
	☐	危険物の量は正しく表示されているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
避雷設備	☐	突針部に変形、損傷はないか？	①目視による確認	

令11—①—14 則13の2			②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	断線はないか？	①目視による確認	
	☐	導線接続部の取付ボルトのゆるみ等はないか？		
	☐	接地抵抗値は適正か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
電気防食設備 令11—①—7の2 則21の2	☐	端子箱に損傷はないか、端子のゆるみ等はないか、防食電位はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
配管・弁等 令11—①—12 則13の5 令11—①—12の2 令11—①—12の3 則21の6 令11—①—11 令26—①—5	☐	危険物の漏れはないか？	①目視による確認 ②地下配管の漏れの有無は、定期点検記録表等により確認	
	☐	変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認	
	☐	配管は地盤面に接していないか？		
	☐	弁及び可撓管継手の取付ボルトにゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	☐	配管ピット等に変形、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？	①目視による確認	
	☐	保温材に損傷はないか、その剥離はないか？		
	☐	配管支持物に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？		
	☐	危険物の出し入れを行っていないタンクの元弁は閉鎖されているか？		
注入口 令11—①—10 則18—② 令26—①—5	☐	注入口の周囲に火気使用施設を設置する等により、火災予防上支障のある状況となっていないか？	①目視による確認	
	☐	弁、ふた、注入口から危険物の漏れはないか？		
	☐	変形、損傷、腐食はないか？		
	☐	接地電極の断線、取付ボルトのゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	掲示板は見えにくくないか。記載内容(特に品名)に誤りはないか、汚損、破損等はないか？	①目視による確認	
ポンプ設備等 令11—①—10の2 則18—② 令24—4の2	☐	空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？	①目視による確認	
	☐	ポンプ等からの危険物の漏れはないか？		
	☐	ポンプ等に変形、損傷、腐食はないか？		
	☐	ポンプ等は正常に機能しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	ポンプの取付基礎に亀裂、損傷はないか、そのゆるみはないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	☐	ポンプ室の屋根、壁、柱、床に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	☐	防火設備に損傷はないか、その開閉機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	☐	採光、照明及び換気・排出設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

	☐	油分離装置の機能はよいか？	①目視による確認	
	☐	囲い、ためます、油分離装置等に亀裂、損傷はないか？		
	☐	ためます、油分離装置に滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？		
	☐	掲示板は見えにくくないか、記載内容(特に品名)に誤りはないか、汚損、破損等はないか？		
防油堤等 令11—①—15 則22 令26—①—6	☐	防油堤の周囲の道路等に不必要な物件は置かれていないか？	①目視による確認	
	☐	防油堤等の本体に亀裂、損傷はないか？		
	☐	防油堤の不等沈下等が生じていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	防油堤の配管貫通部、目地部分等に変形、損傷、隙間等はないか？	①目視による確認	
	☐	防油堤内にタンクに関係のない配管が敷設されていないか？		
	☐	階段に変形、損傷はないか？		
	☐	水抜弁は閉鎖されているか、水抜弁に変形、損傷、土砂等のつまりはないか、その開閉状況確認装置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	排水口、ためますに亀裂、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積はないか、流出危険物自動検知装置の機能はよいか？		
電気設備 令11—①—13	☐	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
消火設備 令20 則29～則31 則32の4～則32の8 則32の10～則36	☐	第3種の消火設備については、消火設備のチェックシートによる。	①同左	
	☐	第4種及び第5種消火設備については、その位置及び設置数は適正か、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
警報設備 令21 則36の2、則37、則38	☐	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認	

3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
許可(届出)外危険物の貯蔵、取扱い 法 11の4—① 令24—1	☐ 許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、製造マニュアル、受払伝票等により確認	(注) 危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によつて位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	☐ 危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		
火気使用等 令24—2	☐ 火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気の実管理状況にも留意

	☐	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
出入管理 令24—3	☐	従業時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	
	☐	夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいのか？		○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
整理、清掃 令24—4	☐	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	☐	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
異物の混入等 令24—9	☐	危険物が変質していないか？	①目視による確認	
	☐	混入防止、変質防止の安全策を講じているか？		○廃液処理における異常反応防止にも留意
設備等の修理 令24—10	☐	移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	☐	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか。また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
機械器具等の使用制限 令24—13	☐	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	☐	振動等により接続部にゆるみが生じていないか？		
	☐	火花を発する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
同時貯蔵 令26—①—1ただし書 則38の4 令26—①—1の2 則39 令26—①—1の3	☐	貯蔵所に定められた物品以外の物品を貯蔵していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	類の異なる危険物(定められたものを除く。)を同一の貯蔵所に貯蔵していないか？	①目視による確認	
	☐	水中に貯蔵する物品と禁水性物品を同一の貯蔵所で貯蔵していないか？		

6 平屋建の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所

1 管理関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法 10—①	☐	同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、MSDS等の情報を活用
	☐	仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法 11—①	☐	建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等(許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。)により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 法 11—⑤	☐	完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	☐	仮使用の承認内容と相違していないか？		

譲渡引渡 法11—⑥	☐	製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
用途廃止 法12の6	☐	廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 法13—①、② 令31—①、令31の2 則48	☐	選任を必要とする製造所等においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
	☐	転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？		
	☐	業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 法13—③ 令31—②、③ 則49 法13の23 則58の14	☐	危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、免状により確認	
	☐	危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	☐	危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		

2 位置、構造及び設備並びに貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目		着眼項目	チェックの方法	備考
標識、掲示板 令12—①—3 則17—①、則18—①	☐	標識、掲示板は、見えにくいのか？	①目視による確認	
	☐	汚損、破損等はないか？		
	☐	掲示板の記載内容(品名、数量、倍数、危険物保安監督者の氏名等)に誤りはないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
タンク専用室	壁、柱、床等 令2—①—12	☐ 壁、柱、床及びはりに亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
		☐ 周囲の建築物の新築、増築により延焼のおそれのある外壁が生じていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	屋根 令2—①—13	☐ 屋根に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	窓及び出入口 令2—①—14	☐ 防火設備に変形、損傷はないか？	①目視による確認	
		☐ 防火設備の開閉機能及び自動閉鎖の機能はよいのか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	○物品の存置等にも留意
	網入ガラス 令2—①—15	☐ 網入ガラスに破損はないか？	①目視による確認	
		☐ 網入ガラス以外のものとなっていないか？		
	床 令2—①—16 令24—4の2	☐ 床及びためますに亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
		☐ ためますに滞油、滞水がないか？		
	しきい 令2—①—17	☐ しきいに亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
採光、照明、換気設備等 令12—①—18 令24—6	☐	採光、照明及び換気・排出設備に損傷はないか、その機能はよいのか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	☐	換気・排出設備のダクト、ダンパー、引火防止網等の損傷、腐食等はないか？	①目視による確認	○汚れ、目詰まりにも留意
	☐	危険物の性質に応じて遮光及び換気を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
タンク本体 {底板部及び側板部} 令12—①—5	☐	危険物の漏れはないか？	①目視による確認	
	☐	鋼板に変形、亀裂はないか？		

令12—①—6 令12—①—10の2	☐	固定ボルトに腐食はないか、そのゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	☐	塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認 ②著しい腐食が認められる場合は、実測により確認	
	☐	底板の水抜管周りに腐食、滞水等はないか、ピットに破損はないか？	①目視による確認	
	☐	側板の水抜管、ミキサー、ヒーティングコイル等の周りからの危険物の漏れはないか？		
	☐	階段に変形、損傷はないか？		
	☐	保温、保冷タンクの外装材に変形、亀裂はないか、外装材内の滞水はないか？		
タンク本体 {屋根部} 令12—①—5 令12—①—6 令26—①—4	☐	屋根板等に変形、亀裂等はないか？	①目視による確認	
	☐	塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認 ②著しい腐食が認められる場合は、実測により確認	
	☐	マンホール、検尺口等の蓋が開放されたままになつていないか、取付ボルトのゆるみはないか？	①目視による確認	
通気管及び安全装置 令12—①—7 則19—①、則20—②	☐	変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認	
	☐	通気管の先端の周囲1m未満に窓、出入口等開口部が設けられていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	☐	引火防止装置の損傷はないか、金網の目詰まり、腐食はないか？	①目視による確認	
	☐	弁の作動状況はよいか、安全装置等の機能はよいか？		
自動表示装置 令12—①—8	☐	変形、損傷、腐食はないか、取付ボルトのゆるみはないか？	①目視による確認	
	☐	危険物の量は正しく表示されているか？		
配管・弁等 令12—①—11 則13の5 令12—①—11の2 令12—①—10 令26—①—5	☐	危険物の漏れはないか？	①目視による確認	
	☐	変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？		
	☐	配管は地盤面に接していないか？		
	☐	弁及び可撓管継手の取付ボルトにゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	☐	配管ピット等に変形、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？	①目視による確認	
	☐	保温材に損傷はないか、その剥離はないか？		
	☐	配管支持物に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？		
	☐	危険物の出し入れを行っていないタンクの元弁は閉鎖されているか？		
注入口 令12—①—9 則18—② 令26—①—5	☐	注入口の周囲に火気使用施設を設置する等により、火災予防上支障のある状況となつていないか？	①目視による確認	
	☐	弁、ふた、注入口から危険物の漏れはないか？		
	☐	変形、損傷、腐食はないか？		
	☐	接地電極の断線、取付ボルトのゆるみ等はないか？	①目視による確認	

			②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	掲示板は見えにくくないか。記載内容(特に品名)に誤りはないか、汚損、破損等はないか？	①目視による確認	
ポンプ設備等 令12—①—9の2 則22の5—1、2 則18—② 令24—4の2	☐	ポンプ等からの危険物の漏れはないか？	①目視による確認	
	☐	ポンプ等に変形、損傷、腐食はないか？		
	☐	ポンプ等は正常に機能しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	ポンプの取付基礎に亀裂、損傷はないか、固定ボルトに腐食、損傷はないか、そのゆるみはないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	☐	ポンプ室の屋根、壁、柱、床に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	☐	防火設備に損傷はないか、その開閉機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	☐	採光、照明及び換気・排出設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	囲い、ためます、油分離装置等に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	☐	油分離装置の機能はよいか？		
	☐	ためます、油分離装置に滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？		
	☐	掲示板は見えにくくないか、記載内容(特に品名)に誤りはないか、汚損、破損等はないか？		
電気設備 令12—①—19	☐	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
消火設備 令20 則29～31 則32の4～36	☐	第3種の消火設備については、消火設備のチェックシートによる。	①同左	
	☐	第4種及び第5種消火設備については、その位置及び設置数は適正か、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
警報設備 令21 則36の2、則37、則38	☐	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認	

3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
許可(届出)外危険物の貯蔵、取扱い 法11の4—① 令24—1	☐ 許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、製造マニュアル、受払伝票等により確認	(注) 危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更に よつて位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	☐ 危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		
火気使用等 令24—2	☐ 火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気 の管理状況にも留意
	☐ 「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されている		○喫煙管理を確認

		か？		
出入管理 令24—3	☐	従業員時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	
	☐	夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいのか？		○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
整理、清掃 令24—4	☐	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	☐	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
設備等の修理 令24—10	☐	移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	☐	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか。また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
機械器具等の使用制限 令24—13	☐	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	☐	振動等により接続部にゆるみが出ていないか？		
	☐	火花を発する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
同時貯蔵 令26—①—1 則38の4 令26—①—1の2 則39 令26—①—1の3	☐	貯蔵所に定められた物品以外の物品を貯蔵していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	類の異なる危険物(定められたものを除く。)を同一の貯蔵所に貯蔵していないか？	①目視による確認	
	☐	水中に貯蔵する物品と禁水性物品を同一の貯蔵所で貯蔵していないか？		

7 平屋建の建築物以外に設ける屋内タンク貯蔵所

1 管理関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法 10—①	☐	同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、MSDS等の情報を活用
	☐	仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法 11—①	☐	建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等(許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。)により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 法 11—⑤	☐	完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	☐	仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 法 11—⑥	☐	製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
用途廃止 法 12の6	☐	廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 法 13—①、②	☐	選任を必要とする製造所等においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	

令31—①、令31の2 則48	☐	転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？		
	☐	業務は確実に実行されているか？		
危険物取扱者 法13—③ 令31—②、③ 則49 法13の23 則58の14	☐	危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、免状により確認	
	☐	危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	☐	危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		

2 位置、構造及び設備並びに貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目		着眼項目	チェックの方法	備考
標識、掲示板 令12—①—3 則17—①、則18—①	☐	標識、掲示板は、見えにくいのか？	①目視による確認	
	☐	汚損、破損等はないか？		
	☐	掲示板の記載内容(品名、数量、倍数、危険物保安監督者の氏名等)に誤りはないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
タンク専用室	壁、柱、床等 令12—②—3	☐ 壁、柱、床及びはりに亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	屋根等 令12—②—4	☐ 屋根等に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	窓及び出入口 令12—②—5、6	☐ 防火設備に変形、損傷はないか？	①目視による確認	○物品の存置等にも留意
		☐ 防火設備の開閉機能及び自動閉鎖の機能はよいのか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	床 令12—①—16 令24—4の2	☐ 床及びためますに亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
		☐ ためますに滞油、滞水がないか？		
	しきい等 令12—①—17	☐ しきい等に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
採光、照明、換気設備等 令12—①—18 令12—②—7 令24—6	☐	採光、照明及び換気・排出設備に損傷はないか、その機能はよいのか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	☐	換気・排出設備のダクト、ダンパー、引火防止網等の損傷、腐食等はないか？	①目視による確認	○汚れ、目詰まりにも留意
	☐	危険物の性質に応じて遮光及び換気を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
タンク本体 {低板部及び側板部} 令12—①—5 令12—①—6 令12—①—10の2	☐	危険物の漏れはないか？	①目視による確認	
	☐	鋼板に変形、亀裂はないか？		
	☐	固定ボルトに腐食はないか、そのゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	☐	塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認 ②著しい腐食が認められる場合は、実測により確認	
	☐	底板の水抜管周りに腐食、滞水等はないか、ピットに破損はないか？	①目視による確認	
	☐	側板の水抜管、ミキサー、ヒーティングコイル等の周りからの危険物の漏れはないか？		
	☐	階段に変形、損傷はないか？		
	☐	保温、保冷タンクの外装材に変形、亀裂はないか、外装材内の滞		

		水はないか？		
タンク本体 {固定屋根部} 令12—①—5 令12—①—6 令26—①—4	☐	屋根板等に変形、亀裂等はないか？	①目視による確認	
	☐	塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認 ②著しい腐食が認められる場合は、実測により確認	
	☐	マンホール、検尺口等の蓋が開放されたままになっていないか、取付ボルトのゆるみはないか？	①目視による確認	
通気管及び安全装置 令12—①—7 則19—①、則20—②	☐	変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認	
	☐	通気管の先端の周囲1m未満に窓、出入口等開口部が設けられていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	☐	引火防止装置の損傷はないか、金網の目詰まり、腐食はないか？	①目視による確認	
	☐	弁の作動状況はよいか、安全装置等の機能はよいか？		
自動表示装置 令12—①—8	☐	変形、損傷、腐食はないか、取付ボルトのゆるみはないか？	①目視による確認	
	☐	危険物の量は正しく表示されているか？		
配管・弁等 令12—①—11 則13の5 令12—①—11の2 令12—①—10 令26—①—5	☐	危険物の漏れはないか？	①目視による確認	
	☐	変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？		
	☐	配管は地盤面に接していないか？		
	☐	弁及び可撓管継手の取付ボルトにゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	☐	配管ピット等に変形、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？	①目視による確認	
	☐	保温材に損傷はないか、その剥離はないか？		
	☐	配管支持物に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？		
	☐	危険物の出し入れを行っていないタンクの元弁は閉鎖されているか？		
注入口 令12—①—9 則18—② 令12—②—2 令26—①—5	☐	注入口の周囲に火気使用施設を設置する等により、火災予防上支障のある状況となっていないか？	①目視による確認	
	☐	弁、ふた、注入口から危険物の漏れはないか？		
	☐	変形、損傷、腐食はないか？		
	☐	接地電極の断線、取付ボルトのゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	掲示板は見えにくくないか。記載内容(特に品名)に誤りはないか、汚損、破損等はないか？	①目視による確認	
	☐	危険物の量が正しく表示されているか？		
ポンプ設備等 令12—②—2の2 則22の6—1、2 則18—② 令24—4の2	☐	ポンプ等からの危険物の漏れはないか？	①目視による確認	
	☐	ポンプ等に変形、損傷、腐食はないか？		
	☐	ポンプ等は正常に機能しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

	☐	ポンプの取付基礎に亀裂、損傷はないか、固定ボルトに腐食、損傷はないか、そのゆるみはないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	☐	ポンプ室の屋根、壁、柱、床に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	☐	防火設備に損傷はないか、その開閉機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	☐	採光、照明及び換気・排出設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	囲い、ためます、油分離装置等に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	☐	油分離装置の機能はよいか？		
	☐	ためます及び油分離装置に滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？		
	☐	掲示板は見えにくくないか、記載内容(特に品名)に誤りはないか、汚損、破損等はないか？		
電気設備 令12—①—19	☐	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
消火設備 令20 則29～31 則32—4～36	☐	第3種の消火設備については、消火設備のチェックシートによる。	①同左	
	☐	第4種及び第5種消火設備については、その位置及び設置数は適正か、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
警報設備 令21 則36の2、則37、 則38	☐	自動火災報知設備については、自動火災報知設備のチェックシートによる。	①同左	
	☐	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認	

3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
許可(届出)外危険物の貯蔵、取扱い <u>法</u> 11の4—① 令24—1	☐	許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、製造マニュアル、受払伝票等により確認	(注)危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によつて位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	☐	危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		
火気使用等 令24—2	☐	火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気の使用状況にも留意
	☐	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の使用は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
出入管理 令24—3	☐	従業員時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	
	☐	夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいか？		○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
整理、清掃 令24—4	☐	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	

	☐	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
設備等の修理 令24—10	☐	移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	☐	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか。また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
機械器具等の使用制限 令24—13	☐	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	☐	振動等により接続部にゆるみが生じていないか？		
	☐	火花を発する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
同時貯蔵 令26—①—1 則38の4 令26—①—1の2 則39 令26—①—1の3	☐	貯蔵所に定められた物品以外の物品を貯蔵していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	類の異なる危険物(定められたものを除く。)を同一の貯蔵所に貯蔵していないか？	①目視による確認	
	☐	水中に貯蔵する物品と禁水性物品を同一の貯蔵所で貯蔵していないか？		

8 地下タンク貯蔵所

1 管理関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い <u>法</u> 10—①	☐	同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、MSDS等の情報を活用
	☐	仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 <u>法</u> 11—①	☐	建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等(許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。)により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 <u>法</u> 11—⑤	☐	完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	☐	仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 <u>法</u> 11—⑥	☐	製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
用途廃止 <u>法</u> 12の6	☐	廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 <u>法</u> 13—①、② 令31—①、令31の2 則48	☐	選任を必要とする製造所等においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
	☐	転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？		
	☐	業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 <u>法</u> 13—③ 令31—②、③ 則49 <u>法</u> 13の23 則58の14	☐	危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、免状により確認	
	☐	危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物		

定期点検 法14の3の2 令8の5 則62の4、則62の5 の2、則62の5の 3、則62の6～則62 の8		の取扱作業を行っていないか？		
	☐	危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		
	☐	定められた期間内に定期点検が行われているか？	①定期点検記録表により確認	
	☐	定期点検実施者は適正か？		
	☐	定期点検記録表の記載内容はよい か、不備事項は改善されている か？	①定期点検記録表及び関係者への 質問により確認 ②また、不備事項の記録があつた ものは、改修状況を目視による 確認	
	☐	定期点検記録表は適正に保存され ているか？	①目視による確認	

2 位置、構造及び設備並びに貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
タンクの位置 令13—①—1 則23 令13—②—1— イ、ロ 則24の2の2—②、 ④	☐	タンクの蓋に亀裂、損傷、不等沈 下等はないか？	①目視による確認	
	☐	漏れ検知装置に亀裂、損傷はない か？		
	☐	漏れ検知装置の機能はよい か？	①作動により確認	
標識、掲示板 令13—①—5 則17—①、則18— ①	☐	標識、掲示板は、見えにくい か？	①目視による確認	
	☐	汚損、破損等はない か？		
	☐	掲示板の記載内容(品名、数量、倍 数、危険物保安監督者の氏名等)に 誤りはないか？	①目視及び関係者への質問により 確認 ②必要に応じ、施設台帳等により 確認	
タンクの構造 令13—①—6 令13—②—1 令13—②—2 令13—②—3 則24の2の2—①、 ③	☐	危険物の漏れはない か？	①検査棒の色、臭い等並びに(財) 全国危険物安全協会発行の点検 済証及び定期点検記録表等により 確認	
通気管及び安全装 置 令13—①—8 則19—①、則20— ③ 令13—②柱書	☐	変形、損傷、腐食はない か？	①目視による確認	
	☐	通気管の接続部分の点検口に亀 裂、損傷はない か？		
	☐	通気管の先端の周囲1m未満に窓、 出入口等開口部が設けられてい ない か？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	☐	可燃性蒸気回収設備に損傷はない か？	①目視及び関係者への質問により 確認 ②必要に応じ、移動タンク貯蔵所 と可燃性蒸気回収設備との接続 により確認	
	☐	弁の作動状況はよい か、安全装置 等の機能はよい か？	①定期点検記録表により確認	
自動表示装置等 令13—①—8の2 令13—②柱書 令26—①—4	☐	自動表示装置に変形、損傷、腐食 はない か、取付ボルトのゆるみは ない か？	①目視による確認	
	☐	危険物の量は正しく表示されてい る か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等 により確認	
	☐	計量口に変形、損傷はない か？	①目視による確認	
	☐	計量口の蓋が開放されたままにな つていない か、取付ボルトのゆる みはない か？		
注入口 令13—①—9	☐	注入口の周囲に火気使用施設を設 置する等により、火災予防上支障	①目視による確認	

則18—② 令13—②柱書 令26—①—5		のある状況となっていないか？		
	☐	弁、ふた、注入口から危険物の漏れはないか？		
	☐	変形、損傷、腐食はないか？		
	☐	接地電極の断線、その取付ボルトのゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	掲示板は見えにくくないか。記載内容(特に品名)に誤りはないか、汚損、破損等はないか？	①目視による確認	
ポンプ設備等 令13—①—9の2 則18—② 令13—②柱書 令24—4の2	☐	ポンプ等からの危険物の漏れはないか？	①目視による確認	
	☐	ポンプ等に変形、損傷、腐食はないか？		
	☐	ポンプ等は正常に機能しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	ポンプ等の取付基礎に亀裂、損傷はないか、固定ボルトに腐食、損傷はないか、そのゆるみはないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	☐	ポンプ室の屋根、壁、柱、床に腐食、損傷、ゆるみはないか？	①目視による確認	
	☐	防火設備に損傷はないか、その開閉機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	☐	採光、照明及び換気・排出設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	囲い、ためます、油分離装置等に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	☐	ためます、油分離装置に滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？		
	☐	掲示板は見えにくくないか、記載内容(特に品名)に誤りはないか、汚損、破損等はないか？		
配管・弁等 令13—①—10 則13の5 令13—①—11 令13—②柱書 令26—①—5	☐	危険物の漏れはないか？	①目視による確認 ②地下配管の漏れの有無は、定期点検記録表により確認	
	☐	変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認	
	☐	配管は地盤面に接していないか？		
	☐	配管ピット等に変形、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？		
	☐	保温材に損傷はないか、その剥離はないか？		
	☐	配管支持物に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？		
	☐	危険物の出し入れを行っていないタンクの元弁は閉鎖されているか？		
電気設備 令13—①—12 令13—②柱書	☐	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
漏えい検査管 令13—①—13	☐	検査管に変形、損傷、腐食、目詰まり等はないか？	①目視による確認	
	☐	検査管内部に土砂等の堆積はないか？		

消火設備 令20—①—3 則35—1 則36	☐	その位置及び設置数は適正か、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
警報設備 令21 則36の2、則37、 則38	☐	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認	

3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
許可(届出)外危険物の貯蔵、取扱い 法11の4—① 令24—1	☐	許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、製造マニュアル、受払伝票等により確認	(注) 危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更に よつて位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	☐	危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		
火気使用等 令24—2	☐	火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気 の管理状況にも留意
	☐	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
出入管理 令24—3	☐	従業員時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	
	☐	夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいか？		○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
整理、清掃 令24—4	☐	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	☐	みだりに空箱等が放置されたままになつていないか？		
設備等の修理 令24—10	☐	移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	☐	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか。また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
機械器具等の使用制限 令24—13	☐	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	☐	振動等により接続部にゆるみができていないか？		
	☐	火花を発する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
同時貯蔵 令26—①—1 則38の4	☐	貯蔵所に定められた物品以外の物品を貯蔵していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	

9 簡易タンク貯蔵所

1 管理関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
----	------	---------	----

無許可貯蔵、取扱い <u>法</u> 10—①	☐	同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、MSDS等の情報を活用
	☐	仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 <u>法</u> 11—①	☐	建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等(許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。)により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 <u>法</u> 11—⑤	☐	完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	☐	仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 <u>法</u> 11—⑥	☐	製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
用途廃止 <u>法</u> 12の6	☐	廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 <u>法</u> 13—①、② <u>令</u> 31—①、 <u>令</u> 31の2 則48	☐	選任を必要とする製造所等においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
	☐	転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？		
	☐	業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 <u>法</u> 13—③ <u>令</u> 31—②、③ 則49 <u>法</u> 13の23 則58の14	☐	危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、免状により確認	
	☐	危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	☐	危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		

2 位置、構造及び設備並びに貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目		着眼項目	チェックの方法	備考
屋外設置等 <u>令</u> 14—1		☐ 屋外に設置されている場合、位置はよいのか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
標識、掲示板 <u>令</u> 14—3 則17—①、則18—①		☐ 標識、掲示板は、見えにくいのか？	①目視による確認	
		☐ 汚損、破損等はないか？		
		☐ 掲示板の記載内容(品名、数量、倍数、危険物保安監督者の氏名等)に誤りはないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
専用室	壁、柱、床等 <u>令</u> 14—1—イ	☐ 壁、柱、床及びはりに亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
		☐ 周囲の建築物の新築、増築により延焼のおそれのある外壁が生じていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	屋根 <u>令</u> 14—1—イ	☐ 屋根に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	窓及び出入口 <u>令</u> 14—1—ロ	☐ 防火設備に変形、損傷はないか？	①目視による確認	
		☐ 防火設備の開閉機能及び自動閉鎖の機能はよいのか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	○物品の存置等にも留意

	網入ガラス 令14―1―ロ	☐	網入ガラスに破損はないか？	①目視による確認	
		☐	網入ガラス以外のものとなっていないか？		
	床 令14―1―ハ 令24―4の2	☐	床及びためますに亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
		☐	ためますに滯油、滯水がないか？		
	採光、照明、 換気設備等 令14―1―ニ 令24―6	☐	採光、照明及び換気・排出設備に 損傷はないか、その機能はよい か？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
		☐	換気・排出設備のダクト、ダンパ ー、引火防止網等の損傷、腐食等 はないか？	①目視による確認	○汚れ、目詰ま りにも留意
☐		危険物の性質に応じて遮光及び換 気を行っているか？	①目視及び関係者への質問により 確認		
簡易貯蔵タンクの 数等 令14―2、5、6、7	☐	危険物の漏れはないか？	①目視による確認		
	☐	鋼板に変形、亀裂はないか？			
	☐	塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、板厚測定により確 認		
固定及び設置方法 令14―4	☐	タンクは車止め等により固定され ているか？	①目視による確認		
	☐	空地等内に新たに工作物等が設置 されたり、物品等が放置されてい ないか？			
通気管 令14―8 則20―④	☐	変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認		
	☐	引火防止装置に損傷はないか、金 網の目詰まり、腐食はないか？			
給油設備等 令14―9	☐	外装の内部に危険物の漏れはない か？	①目視による確認		
	☐	ホースの長さは3m以下に保たれて いるか。またホースに亀裂、ひび 割れ等がないか？			
	☐	給油ホース又は注油ホースの静電 気除去装置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、接地抵抗試験等 により確認		
消火設備 令20―①―3 則29～31 則35―3	☐	その位置及び設置数は適正か、そ の機能はよいか？	①目視による確認		
警報設備 令21 則36の2、則37、 則38	☐	電話、非常ベル装置等に損傷はな いか、その機能不良はないか？	①目視による確認		

3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
許可(届出)外危険物の貯蔵、取扱い 法 11の4—① 令24—1	☐	許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	(注) 危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更に よって位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	☐	危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？	
火気使用等 令24—2	☐	火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により 確認 ○溶接など工事に伴う火気 の管理状況にも留意

	☐	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
出入管理 令24—3	☐	従業時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	
	☐	夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいのか？		○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
整理、清掃 令24—4	☐	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	☐	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
設備等の修理 令24—10	☐	移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	☐	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか。また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
機械器具等の使用制限 令24—13	☐	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	☐	振動等により接続部にゆるみが出ていないか？		
	☐	火花を発する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
同時貯蔵 令26—①—1 則38の4	☐	貯蔵所に定められた物品以外の物品を貯蔵していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	

10 移動タンク貯蔵所

1 管理関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法 10—①	☐	同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、MSDS等の情報を活用
	☐	仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法 11—①	☐	建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視、関係者への質問による確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等(許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。)により確認	○新しい設備や塗装に留意
	☐	移動タンク貯蔵所の常置場所を変更していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
完成検査前使用 法 11—⑤	☐	完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	☐	仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 法 11—⑥	☐	製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	☐	移動タンク貯蔵所にあつては、施設の所在は明らかか？		
用途廃止 法 12の6	☐	廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物取扱者 法 13—③ 令31—②、③	☐	危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱	①関係者への質問による確認 ②必要に応じ、免状により確認	

則49 法13の23 則58の14		い、又は取り扱いの立会いをしていないか？		
	☐	危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	☐	危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		
定期点検 法14の3の2 令8の5 則62の4、則62の5の4～則62の8	☐	定められた期間内に定期点検が行われているか？	①定期点検記録表により確認	
	☐	定期点検実施者は適正か？		
	☐	定期点検記録表の記載内容はよいか、不備事項は改善されているか？	①定期点検記録表及び関係者への質問により確認 ②また、不備事項の記録があつたものは、改修状況を目視による確認	
	☐	定期点検記録表は適正に保存されているか？	①目視による確認	

2 位置、構造及び設備並びに貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
常置場所 令15—①—1	☐	壁、柱、はり及び屋根に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	☐	周囲の建築物の新築、増築等により防火上危険が生じていないか？		
タンク本体 令15—①—2、3、8	☐	危険物の漏れはないか？	①目視による確認	
	☐	タンク本体及びタンク附属設備(マンホール、計量口、安全弁等)に破損、変形はないか？		
	☐	塗装の剥離、腐食はないか？		
安全装置 則19—② 令15—①—4	☐	変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認	
	☐	弁の作動状況はよいか、機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
側面枠及び防護枠 則24—3 令15—①—7	☐	変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認	
手動閉鎖装置等 令15—①—9	☐	手動閉鎖装置は容易に作動するか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	☐	閉鎖装置に損傷、腐食はないか？	①目視による確認	
配管先端の弁 令15—①—12	☐	危険物の漏れはないか？	①目視による確認	
	☐	弁に破損、変形はないか？		
	☐	開閉コックは容易に作動するか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
電気設備の構造 令15—①—13	☐	電動機及び配線に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
接地導線 令15—①—14	☐	接地導線に断線はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	接地導線は容易に引き出せるか？		
注入ホース、結合金具 令15—①—15	☐	注入ホースに亀裂、損傷はないか、結合金具に変形、損傷はないか？	①目視による確認	
静電気除去装置 令15—①—16	☐	計量棒の受け金は離脱していないか？	①目視による確認	
	☐	導線に離脱、断線はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	計量棒の外筒の離脱、ゆるみ等はないか？	①目視による確認	

標識及び表示等 令15—①—10 令15—①—17 則17—② 令26—①—6の2	☐	標識及び表示は見えにくくないか？	①目視による確認	
	☐	汚損、破損等はないか？		
	☐	類、品名、最大数量に誤りはないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、完成検査済証、品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書により確認	
消火設備 令20—①—3 則32の11 則35—2	☐	その位置及び設置数は適正か、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
積載式移動タンク 所蔵所の特例 令15—② 則24の5	☐	箱枠に変形、損傷はないか？	①目視による確認	
	☐	緊結金具、すみ金具、Uボルトに変形、損傷はないか、そのゆるみ等はないか？		
	☐	汚損等により見えにくくないか？		

3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
許可(届出)外危険物の貯蔵、取扱い 法 11の4—① 令24—1	☐	許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、製造マニュアル、受払伝票等により確認	(注) 危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更に よつて位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	☐	危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		
火気使用等 令24—2	☐	火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気 の管理状況にも留意
	☐	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
整理、清掃 令24—4	☐	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	☐	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
設備等の修理 令24—10	☐	移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	☐	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか。また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
機械器具等の使用制限 令24—13	☐	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	☐	振動等により接続部にゆるみができていないか？		
	☐	火花を発する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
底弁の使用時以外の閉鎖 令26—①—7	☐	底弁は使用時以外完全に閉鎖されているか？	①目視による確認	
書類の備付け 令26—①—9、10 則40の2の3 則40の3の2	☐	書類は、備え付けられているか？	①目視及び関係者への質問により確認	

注入ホースの緊結 令27—⑥—4—イ	☐	注入ホースは、タンクに注入するとき、その注入口に緊結されているか？	①関係者への質問により確認	
容器への詰替え 令27—⑥—4—ロ 則40の5の2—①	☐	容器への詰め替えは行っていないか？	①関係者への質問により確認	
注入時、排出時の 接地 令27—⑥—4—ハ 則40の6	☐	注入時、排出時の接地は適切か？	①関係者への質問により確認	
注入時の原動機停止 令27—⑥—4—ニ	☐	引火点が40℃未満の危険物を注入するとき、原動機を停止させているか？	①関係者への質問により確認	

11 屋外貯蔵所

1 管理関係

項目		着眼項目	チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い <u>法</u> 10—①	☐	同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、MSDS等の情報を活用
	☐	仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 <u>法</u> 11—①	☐	建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視、関係者への質問による確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等(許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。)により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 <u>法</u> 11—⑤	☐	完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	☐	仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 <u>法</u> 11—⑥	☐	製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
用途廃止 <u>法</u> 12の6	☐	廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 <u>法</u> 13—①、② 令31—①、令31の2 則48	☐	選任を必要とする製造所等においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	☐	転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？	①関係者への質問により確認	
	☐	業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 <u>法</u> 13—③ 令31—②、③ 則49 <u>法</u> 13の23 則58の14	☐	危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問による確認 ②必要に応じ、免状により確認	
	☐	危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	☐	危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		
予防規程 <u>法</u> 14の2 令37 則60の2	☐	予防規程の内容が従業者の変更、施設の増設等により実態にそぐわない状態になっているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、予防規程、保安教育、訓練の記録により確認	
	☐	保安教育、訓練が計画どおり行われているか？		
	☐	その他予防規程の内容に即した業務が行われているか？		

定期点検 法14の3の2 令8の5 則62の4、則62の6 ～則62の8	☐	定められた期間内に定期点検が行われているか？	①定期点検記録表により確認	
	☐	定期点検実施者は適正か？		
	☐	定期点検記録表の記載内容はよい か、不備事項は改善されている か？	①定期点検記録表及び関係者への 質問により確認 ②また、不備事項の記録があつた ものは、改修状況を目視による 確認	
	☐	定期点検記録表は適正に保存され ているか？	①目視による確認	

2 位置、構造及び設備並びに貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
保安距離 令16—①—1	☐	保安距離内に保安対象物件が新 築、増築されていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	☐	代替施設の防火上有効な塀等に亀 裂、損傷はないか？	①目視による確認	
保有空地 令16—①—4	☐	空地内に新たに工作物等が設置さ れたり、物品等が放置されていな いか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
設置場所 令16—①—2 令24—4の2	☐	地盤に亀裂、損傷はないか、くぼ 地ができていないか？	①目視による確認	
	☐	排水溝及び油分離装置に亀裂、損 傷はないか？		
	☐	周囲の地盤面が高くなっていない か？		
	☐	油分離装置の機能はよいのか？		
	☐	油分離装置に滞油、滞水、土砂等 の堆積はないか？		
さく等 令16—①—3	☐	さく等に損傷はないか？	①目視による確認	
架台 令16—①—6 則24の10	☐	架台に変形、損傷はないか？	①目視による確認	
	☐	架台の固定状況はよいのか？		
	☐	落下防止措置は適切か？		
標識、掲示板 令16—①—5 則17—①、則18— ①	☐	標識、掲示板は見えにくくない か？	①目視による確認	
	☐	汚損、破損等はないか？		
	☐	掲示板の記載内容(品名、数量、倍 数、危険物保安監督者の氏名等)に 誤りはないか？	①目視、関係者への質問により確 認 ②必要に応じ、施設台帳等により 確認	
散水設備 昭和63年政令第35 8号附則9—⑥—1	☐	散水設備等に損傷はないか、その 機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等 により確認	
消火設備 令20 則29～36	☐	その位置及び設置数は適正か、ま た、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等 により確認	
警報設備 令21 則36の2、則37、 則38	☐	電話、非常ベル装置等に損傷はな いか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等 により確認	

3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
許可(届出)外危険 物の貯蔵、取扱い 法11の4—① 令24—1	☐	許可又は届出に係る品名以外の危 険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問により 確認 ②必要に応じ、施設台帳等、製造 マニュアル、受払伝票等により 確認	(注)危険物の種 類、数量又は 指定数量の倍 数の変更によ つて位置、構 造又は設備の

	☐	危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		許可を受けなければならない場合がある。
火気使用等 令24—2	☐	火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気の管理状況にも留意
	☐	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
出入管理 令24—3	☐	従業時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	
	☐	夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいのか？		○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
整理、清掃 令24—4	☐	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	☐	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
設備等の修理 令24—10	☐	移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	☐	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか。また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
容器 令24—11 令24—12 令27—③—1 則39の3	☐	容器の材質、構造は適合しているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	品名、数量等の表示は適切か？		
	☐	容器に破損、腐食、さけめ等はないか？	①目視による確認	
	☐	荷下し、荷積み時等の取扱い方法はよいのか？	①目視及び関係者への質問により確認	
機械器具等の使用制限 令24—13	☐	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	☐	振動等により接続部にゆるみが生じていないか？		
	☐	火花を発する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
貯蔵、取扱いの基準 令26—①—11 則39の3 令26—①—11の3 則40の2の5	☐	類別、危険等級に適応した内装容器等に収納されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	運搬容器は、密閉されているか？	①目視による確認	
	☐	液体の危険物の運搬容器の収納率、空間容積は適正か？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	外装容器の収納状況は適正か？		
	☐	内装容器等に表示はあるか？		
	☐	内装容器等の表示は適正か？		
	☐	油種に応じた容器の積み重ね高さは適正か？	①目視による確認	
同時貯蔵 令26—①—1 則38の4 令26—①—1の2 則39	☐	貯蔵所に定められた物品以外の物品を貯蔵していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	類の異なる危険物(定められたものを除く。)を同一の貯蔵所に貯蔵していないか？	①目視による確認	

1 管理関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い <u>法</u> 10—①	☐	同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、MSDS等の情報を活用
	☐	仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 <u>法</u> 11—①	☐	建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視、関係者への質問による確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等(許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。)により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 <u>法</u> 11—⑤	☐	完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	☐	仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 <u>法</u> 11—⑥	☐	製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
用途廃止 <u>法</u> 12の6	☐	廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 <u>法</u> 13—①、② 令31—①、令31の2 則48	☐	選任を必要とする製造所等においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	☐	転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？	①関係者への質問により確認	
	☐	業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 <u>法</u> 13—③ 令31—②、③ 則49 <u>法</u> 13の23 則58の14	☐	危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、免状により確認	
	☐	危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	☐	危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		
予防規程 <u>法</u> 14の2 令37 則60の2	☐	予防規程の内容が従業者の変更、施設の増設等により実態にそぐわない状態になっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、予防規程、保安教育、訓練の記録により確認	
	☐	保安教育、訓練が計画どおり行われているか？		
	☐	その他予防規程の内容に則した業務が行われているか？		
定期点検 <u>法</u> 14の3の2 令8の5 則62の4、則62の5の2、則62の5の3、則62の6～則62の8	☐	定められた期間内に定期点検が行われているか？	①定期点検記録表により確認	
	☐	定期点検実施者は適正か？		
	☐	定期点検記録表の記載内容はよいか、不備事項は改善されているか？	①定期点検記録表及び関係者への質問により確認 ②また、不備事項の記録があつたものは、改修状況を目視による確認	
	☐	定期点検記録表は適正に保存されているか？	①目視による確認	

2 位置、構造及び設備並びに貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
----	------	---------	----

給油空地及び注油空地 令17―①―1 令17―①―1の2 令27―⑥―1―ハ 令27―⑥―1―ニ	☐	給油空地内又は注油空地内に新たに工作物等が設置されていないか？	①目視による確認	
	☐	給油空地内で給油を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	注油空地内で注油(又は注入)を行っているか？		
地盤面 令17―①―2	☐	地盤沈下、前面道路のかさ上げ工事等で周囲の地盤面より低くなっているか？	①目視による確認	
	☐	表面(特にコンクリートの目地)に亀裂、くぼみ等は生じていないか？		
排水溝及び油分離装置 令17―①―3 令24―4の2	☐	排水溝及び油分離装置に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	☐	排水溝及び油分離装置の機能はよいのか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	排水溝及び油分離装置に滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？		
標識、掲示板 令17―①―4 則17―①、則18―①	☐	標識、掲示板は見えにくくないか？	①目視による確認	
	☐	汚損、破損等はないか？		
	☐	掲示板の記載内容(品名、数量、倍数、危険物保安監督者の氏名等)に誤りはないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンク 令17―①―5 令17―①―6 令27―⑥―1―ホ	☐	専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンクは、地下タンク貯蔵所及び簡易タンク貯蔵所のチェックシートによる。	①同左	
固定給油設備及び灯油用固定注油設備 令17―①―7 則25の2 令17―①―7の2 則25の3 令17―①―8の4 令27―⑥―1―イ 令27―⑥―1―ロ 令27―⑥―1―ヘ	☐	設備の固定ボルト等の腐食、ゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	☐	固定給油設備等の取付部、フランジ部等から危険物の漏れがないか？	①外装を取り外し、目視による確認	
	☐	ホースの長さは、3m(懸垂式は固定の長さ)以下に保たれているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	☐	静電気除去装置の機能はよいのか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	危険物を自動的に専用タンクに戻すことができる装置(懸垂式のものに限る。)の機能はよいのか？	①作動により確認	
	☐	油種、品名等の表示は、見えにくくないか？	①目視による確認	
	☐	緊急停止装置の機能はよいのか？	①作動又は定期点検記録表等により確認	
	☐	ドラム罐、石油罐等から自動車に給油していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	給油中はエンジンを停止させているか？		
	☐	専用タンク等への注入中は、固定給油設備等の使用を中止しているか？	①関係者への質問により確認	
	☐	建築物その他の工作物が給油又はこれに附帯する業務以外の用途に使用されていないか？	①目視及び関係者への質問により確認	

則25の4—④	☐	事務所等の床面積の合計が300m ² を超えていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
令17—①—11 則25の4—⑤ 令27—⑥—1—ヲ 則40の3の6	☐	建築物の壁、柱、床、はり、屋根、ひさし及び防火区画に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	☐	防火設備に損傷はないか、その開閉機能はよいか。また、事務所等の扉の自動閉鎖の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	☐	網入ガラスに破損はないか、また、網入ガラス以外のものとなっているか？	①目視による確認	
	☐	事務所等の犬走り又は出入口の敷居の高さは、周囲地盤の補修等により不足していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	☐	物品の販売等の業務は定められた場所で行われているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	2階の販売室から敷地外への避難は速やかにできるか？	①目視による確認	
防火塀 令17—①—12	☐	塀又は壁に亀裂、損傷、傾斜等はないか？	①目視による確認	
	☐	周囲の建築物の新築、増築により塀又は壁の高さの不足が生じていないか？		
ポンプ室等 令17—①—13—イ 令24—4の2 令17—①—13—ロ 令17—①—13—ハ 令24—6	☐	壁、柱、床、屋根及びためますに亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	☐	ためますに滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？		
	☐	採光、照明及び換気・排出設備に損傷はないか、機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	☐	危険物の性質に応じて遮光又は換気を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
道路境界線からの間隔を保つことを要しないポンプ室 則25の3の2	☐	壁、柱、床、はり及び屋根(又は上階の床)に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	☐	扉に変形、損傷はないか、その自動閉鎖の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
電気設備 令17—①—14	☐	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
附随設備等 令17—①—15 則25の5 令17—①—16	☐	固定給油設備等からの離隔距離は確保されているか？	①目視による確認	
	☐	附随設備から危険物の漏れはないか？		
	☐	蒸気洗浄機の周囲の囲い及び煙突に亀裂、損傷はないか？		
	☐	附随設備に収納する危険物の数量の総和は、指定数量未満となっているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	給油に支障があると認められる設備を設置していないか？	①目視による確認	
消火設備 令20 則29～36	☐	その位置及び設置数は適正か、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
警報設備 令21 則36の2、則37、則38	☐	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認	

避難設備 令21の2 則38の2	☐	誘導灯の位置は見えにくい か？	①目視による確認	
	☐	誘導灯に損傷はないか、その機能 不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等 により確認	

3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
許可(届出)外危険物の貯蔵、取扱い <u>法</u> 11の4—① 令24—1	☐	許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、製造マニュアル、受払伝票等により確認	(注) 危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更に よつて位置、構造又は設備の許可を受け なければならない場合がある。
	☐	危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		
火気使用等 令24—2	☐	火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気 の管理状況にも留意
	☐	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
出入管理 令24—3	☐	従業員時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
	☐	夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいのか？		
整理、清掃 令24—4	☐	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	☐	みだりに空箱等が放置されたまま になっていないか？		
設備等の修理 令24—10	☐	移動できる設備等の修理は安全な 場所で危険物を除去した後に行つ ているか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	☐	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか。また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
容器 令24—11 令24—12 令27—③—1 則39の3	☐	容器の材質、構造は適合しているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	品名、数量等の表示は適切か？		
	☐	容器に破損、腐食、さけめ等はないか？	①目視による確認	
	☐	荷下し、荷積み時等の取扱い方法はよいのか？	①目視及び関係者への質問により確認	
機械器具等の使用制限 令24—13	☐	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	☐	振動等により接続部にゆるみが生じていないか？		
	☐	火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
駐車の禁止等 令27—⑥—1—チ 則40の3の4	☐	給油及び注入時の禁止場所において駐車、整備又は点検を行っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
洗剤の使用制限 令27—⑥—1—ル	☐	引火点を有する液体の洗剤を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	

出入りさせないための措置 令27—⑥—1—ワ	☐	給油業務を行っていないときは、ロープ、鎖、施錠等により必要な措置を講じているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
---------------------------	--------------------------	--	-------------------	--

13 給油取扱所(屋内)

1 管理関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い <u>法</u> 10—①	☐	同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、MSDS等の情報を活用
	☐	仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 <u>法</u> 11—①	☐	建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等(許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。)により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 <u>法</u> 11—⑤	☐	完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	☐	仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 <u>法</u> 11—⑥	☐	製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
用途廃止 <u>法</u> 12の6	☐	廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 <u>法</u> 13—①、② 令31—①、令31の2 則48	☐	選任を必要とする製造所等においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	☐	転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？	①関係者への質問により確認	
	☐	業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 <u>法</u> 13—③ 令31—②、③ 則49 <u>法</u> 13の23 則58の14	☐	危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問による確認 ②必要に応じ、免状により確認	
	☐	危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	☐	危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		
予防規程 <u>法</u> 14の2 令37 則60の2	☐	予防規程の内容が従業者の変更、施設の増設等により実態にそぐわない状態になっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、予防規程、保安教育、訓練の記録により確認	
	☐	保安教育、訓練が計画どおり行われているか？		
	☐	その他予防規程の内容に即した業務が行われているか？		
定期点検 <u>法</u> 14の3の2 令8の5 則62の4、則62の5の2、則62の5の3、則62の6～則62の8	☐	定められた期間内に定期点検が行われているか？	①定期点検記録表により確認	
	☐	定期点検実施者は適正か？		
	☐	定期点検記録表の記載内容はよいか、不備事項は改善されているか？	①定期点検記録表及び関係者への質問により確認 ②また、不備事項の記録があつたものは、改修状況を目視による確認	
	☐	定期点検記録表は適正に保存されているか？		

2 位置、構造及び設備並びに貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
屋内給油取扱所を設ける建築物制限令17―②―1 則25の7	☐ 建築物内に消防法施行令別表第1(6)項の用途に供する部分がないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐ 自動火災報知設備については、自動火災報知設備のチェックシートによる。	①同左	
給油空地及び注油空地 令17―①―1 令17―①―1の2 令27―⑥―1―ハ 令27―⑥―1―ニ	☐ 給油空地内又は注油空地内に新たに工作物等が設置されていないか？	①目視による確認	
	☐ 給油空地内で給油を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐ 注油空地内で注油(又は注入)を行っているか？		
地盤面 令17―①―2	☐ 地盤沈下、前面道路のかさ上げ工事等で周囲の地盤面より低くなっているか？	①目視による確認	
	☐ 表面(特にコンクリートの目地)に亀裂、くぼみ等は生じていないか？		
排水溝及び油分離装置 令17―①―3 令24―4の2	☐ 排水溝及び油分離装置に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	☐ 排水溝及び油分離装置の機能はよいのか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐ 排水溝及び油分離装置に滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？		
標識、掲示板 令17―①―4 則17―①、則18―①	☐ 標識、掲示板は見えにくくないか？	①目視による確認	
	☐ 汚損、破損等はないか？		
	☐ 掲示板の記載内容(品名、数量、倍数、危険物保安監督者の氏名等)に誤りはないか？	①目視、関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
専用タンク、及び廃油タンク 令17―①―5 令17―②―2 通気管 令17―②―3 則20―⑤ 過剰注入防止設備 令17―②―4 令27―⑥―1―ホ	☐ 専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンクは、地下タンク貯蔵所及び簡易タンク貯蔵所のチェックシートによる。	①同左	
	☐ 自動表示装置に変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認	
	☐ 危険物の量は、正しく表示されているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐ 自動過剰注入防止設備に損傷はないか、その機能はよいのか？		
固定給油設備及び灯油用固定注油設備 令17―①―7 則25の2 令17―①―7の2 則25の3 令17―①―8の4 令27―6―1―イ 令27―6―1―ロ 令27―6―1―ヘ	☐ 設備の固定ボルト等の腐食、ゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	☐ 固定給油設備等の取付部、フランジ部等から危険物の漏れがないか？	①外装を取り外し、目視による確認	
	☐ ホースの長さは、3m(懸垂式は固定の長さ)以下に保たれているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	☐ 静電気除去装置の機能はよいのか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐ 危険物を自動的に専用タンクに戻すことができる装置(懸垂式のものに限る。)の機能はよいのか？		
	☐ 油種、品名等の表示は、見えにくくないか？	①目視による確認	

		☐	緊急停止装置の機能はよいか？	①作動又は定期点検記録表等により確認	
		☐	ドラム罐、石油罐等から自動車に給油していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
		☐	給油中はエンジンを停止させているか？		
		☐	専用タンク等への注入中は、固定給油設備等の使用を中止しているか？	①関係者への質問により確認	
建築物	附帯業務 令17—①—9 則25の4—① 則25の4—② 壁、柱、床、はり等 令17—②—5 令17—②—7の2 本社事務所等の区画 令17—②—6 則25の4—4 物品販売等 令27—⑥—1 一フ 則40の3の6	☐	建築物その他の工作物が給油又はこれに附帯する業務以外の用途に使用されていないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
		☐	事務所等の床面積の合計が300m ² を超えていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
		☐	建築物の壁、柱、床、はり、屋根、ひさし及び防火区画に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
		☐	防火設備に損傷はないか、その開閉機能はよいか。また、事務所等の扉の自動閉鎖の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
		☐	網入ガラスに破損はないか、また、網入ガラス以外のものとなっているか？	①目視による確認	
		☐	物品の販売等の業務は定められた場所で行われているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
		☐	2階の販売室から敷地外への避難は速やかにできるか？	①目視による確認	
二面開放屋内給油取扱所 令17—②—9 則25の8		☐	通風等のための空地に避難及び通風に支障を及ぼすものはないか？	①目視による確認	
		☐	駐車禁止の表示は見えにくくなっていないか？		
一面開放屋内給油取扱所 令17—①—9 則25の9—1 則25の9—3 則25の9—4 則25の9—5		☐	避難口の自動閉鎖式甲種防火設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
		☐	避難経路に避難の支障となるものはないか？	①目視による確認	
		☐	可燃性蒸気回収設備の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
		☐	可燃性蒸気検知警報設備の機能はよいか？		
		☐	固定給油(注油)設備の自動車等の衝突防止措置に損傷等はないか？	①目視による確認	
防火塀 令17—①—12		☐	塀又は壁に亀裂、損傷、傾斜等はないか？	①目視による確認	
		☐	周囲の建築物の新築、増築により塀又は壁の高さの不足が生じていないか？		
ポンプ室等 令17—①—13—イ 令24—4の2 令17—①—13—ロ 令17—①—13—ハ 令24—6		☐	壁、柱、床、屋根及びためますに亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
		☐	ためますに滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？		
		☐	採光、照明及び換気・排出設備に損傷はないか、機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
		☐	危険物の性質に応じて遮光又は換気を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
道路境界線からの間隔を保つことを要しないポンプ室		☐	壁、柱、床、はり及び屋根(又は上階の床)にきれつ、損傷はないか？	①目視による確認	

則25の3の2	☐	扉に変形、損傷はないか、その自動閉鎖の機能はよいのか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
電気設備 令17―①―14	☐	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	☐	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
附随設備等 令17―①―15 則25の5 令17―①―16	☐	固定給油設備等からの離隔距離は確保されているか？	①目視による確認	
	☐	附随設備から危険物の漏れはないか？		
	☐	蒸気洗浄機の周囲の囲い及び煙突に亀裂、損傷はないか？		
	☐	附随設備に収納する危険物の数量の総和は、指定数量未満となっているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	給油に支障があると認められる設備を設置していないか？	①目視による確認	
屋内給油取扱所における穴、くぼみ 令17―②―10	☐	給油取扱所の床又は地盤に穴、くぼみが生じていないか？	①目視による確認	
上部に上階がある場合 令17―②―11 則25の10―1、2	☐	局限化設備及び収容設備に損傷、機能不良はないか？	①目視による確認	
	☐	可燃性蒸気検知警報設備の機能はよいのか？	①作動及び定期点検記録表等により確認	
	☐	開口部の上部の屋根又はひさしに損傷はないか？	①目視による確認	
	☐	上階の増改築で新たに屋根又はひさしが必要となっていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	☐	上階の用途が変更されていないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
消火設備 令20 則29～36	☐	第3種消火設備については、消火設備のチェックシートによる。	①同左	
	☐	第4種及び第5種消火設備については、その位置及び設置数は適正か、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
警報設備 令21 則36の2、則37、則38	☐	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認	
避難設備 令21の2 則38の2	☐	誘導灯の位置は見えにくいのか？	①目視による確認	
	☐	誘導灯に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
許可(届出)外危険物の貯蔵、取扱い 法 11の4―① 令24―1	☐	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、製造マニュアル、受払伝票等により確認	(注)危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によつて位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	☐		
火気使用等 令24―2	☐	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気の管理状況にも留意

	☐	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
出入管理 令24—3	☐	従業時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	
	☐	夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいのか？		○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
整理、清掃 令24—4	☐	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	☐	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
設備等の修理 令24—10	☐	移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	☐	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか。また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
容器 令24—11 令24—12 令27—③—1 則39の3	☐	容器の材質、構造は適合しているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	品名、数量等の表示は適切か？		
	☐	容器に破損、腐食、さけめ等はないか？	①目視による確認	
	☐	荷下し、荷積み時等の取扱い方法はよいのか？	①目視及び関係者への質問により確認	
機械器具等の使用制限 令24—13	☐	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	☐	振動等により接続部にゆるみができていないか？		
	☐	火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
駐車の禁止等 令27—⑥—1—チ 則40の3の4	☐	給油及び注入時の禁止場所において駐車、整備又は点検を行っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
洗剤の使用制限 令27—⑥—1—ル	☐	引火点を有する液体の洗剤を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
出入りさせないための措置 令27—⑥—1—ワ	☐	給油業務を行っていないときは、ロープ、鎖、施錠等により必要な措置を講じているか？	①目視及び関係者への質問により確認	

14 第一種販売取扱所

1 管理関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法 10—①	☐	同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、MSDS等の情報を活用
	☐	仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法 11—①	☐	建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視、関係者への質問による確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等(許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。)により確認	○新しい設備や塗装に留意

完成検査前使用 法11—⑤	☐	完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	☐	仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 法11—⑥	☐	製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
用途廃止 法12の6	☐	廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 法13—①、② 令31—①、令31の2 則48	☐	選任を必要とする製造所等においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	☐	転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？		
	☐	業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 法13—③ 令31—②、③ 則49 法13の23 則58の14	☐	危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問による確認 ②必要に応じ、免状により確認	
	☐	危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	☐	危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		

2 位置、構造及び設備並びに貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目		着眼項目		チェックの方法	備考
設置位置 令18—①—1		☐	地階又は2階以上の階を店舗として使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
標識、掲示板 令18—①—2 則17の①、則18の①		☐	標識、掲示板は見えにくくないか？	①目視による確認	
		☐	汚損、破損等はないか？		
		☐	掲示板の記載内容(品名、数量、倍数、危険物保安監督者の氏名等)に誤りはないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
建築物	壁 令18—①—3	☐	壁に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	はり及び天井 令18—①—4	☐	はり及び天井に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	上階の床等 令18—①—5	☐	上階の床又は屋根に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	窓及び出入口 令18—①—6	☐	防火設備に変形、損傷はないか？	①目視による確認	
		☐	防火設備の開閉機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	○物品の存置等にも留意
	網入りガラス 令18—①—7	☐	網入りガラスに損傷はないか？	①目視による確認	
		☐	網入りガラス以外のものとなっていないか？		
電気設備 令18—①—8		☐	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認	
		☐	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
配合室 令18—①—9 令24—4の2		☐	壁、床、ためます及びしきいに亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
		☐	防火設備に変形、損傷はないか？		
		☐	防火設備の自動閉鎖の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	

	☐	排出設備に損傷はないか、その機能はよいか？		
	☐	ためますに滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？	①目視による確認	
消火設備 令20—①—3 則29～31 則32の11 則35—3	☐	位置及び設置数は適正か、また、その機能不良はないか？	①目視による確認	
警報設備 令21 則36の2、則37、 則38	☐	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	

3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
許可(届出)外危険物の貯蔵、取扱い 法11の4—① 令24—1	☐	許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、製造マニュアル、受払伝票等により確認	(注) 危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によつて位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	☐	危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		
火気使用等 令24—2	☐	火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気の管理状況にも留意
	☐	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
整理、清掃 令24—4	☐	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	☐	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
容器 令24—11 令24—12 令27—③—1 則39の3	☐	容器の材質、構造は適合しているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	品名、数量等の表示は適切か？		
	☐	容器に破損、腐食、さけめ等はないか？	①目視による確認	
	☐	荷下し、荷積み時等の取扱い方法はよいか？	①目視及び関係者への質問により確認	
機械器具等の使用制限 令24—13	☐	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	☐	振動等により接続部にゆるみができていないか？		
	☐	火花を発する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
配合、容器詰替え等 令27—③—1 則39の3 令27—⑥—2—ロ 則40の3の11 令27—⑥—2—イ	☐	類別、危険等級に適応した内装容器等に収納されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	運搬容器は、密閉されているか？	①目視による確認	
	☐	液体の危険物の運搬容器の収納率、空間容積は適正か？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	外装容器の収納状況は適正か？		
	☐	内装容器等に表示はあるか？		
	☐	内装容器等の表示は適正か？		
	☐	塗料類等の危険物以外の危険物を配合していないか？		

	☐	詰替えを行っていないか？		
	☐	配合室以外の場所で配合していないか？		
	☐	危険物は容器入りのままで販売しているか？		

15 第二種販売取扱所

1 管理関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い <u>法</u> 10—①	☐	同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、MSDS等の情報を活用
	☐	仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 <u>法</u> 11—①	☐	建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視、関係者への質問による確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等(許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。)により確認	○新しい設備や塗料に留意
完成検査前使用 <u>法</u> 11—⑤	☐	完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	☐	仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 <u>法</u> 11—⑥	☐	製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
用途廃止 <u>法</u> 12の6	☐	廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 <u>法</u> 13—①、② <u>令</u> 31—①、 <u>令</u> 31の2 則48	☐	選任を必要とする事業所等においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	☐	転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？	①関係者への質問により確認	
	☐	業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 <u>法</u> 13—③ <u>令</u> 31—②、③ 則49 <u>法</u> 13の23 則58の14	☐	危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問による確認 ②必要に応じ、免状により確認	
	☐	危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	☐	危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		

2 位置、構造及び設備並びに貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
設置位置 <u>令</u> 18—①—1	☐	地階又は2階以上の階を店舗として使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
標識、掲示板 <u>令</u> 18—②—1	☐	標識、掲示板は見えにくくないか？	①目視による確認	
	☐	汚損、破損等はないか？		
	☐	掲示板の記載内容(品名、数量、倍数、危険物保安監督者の氏名等)に誤りはないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
建築物	壁、柱、床等 <u>令</u> 18—②—1	☐	壁、柱、床、はり、屋根及び天井に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認

	上階の床等 令18—②—2	☐	上階の床、上階への延焼防止の措置又は屋根亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	窓 令18—②—3	☐	防火設備に変形、損傷はないか？	①目視による確認	
		☐	周囲の建築物の新設、増築により延焼のおそれのある部分となっていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	出入口 令18—②—4	☐	防火設備に変形、損傷はないか？	①目視による確認	
		☐	防火設備の開閉機能及び自動閉鎖の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
		☐	周囲の建築物の新築、増築により延焼のおそれのある壁又は出入口が生じていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	網入ガラス 令18—①—7	☐	網入ガラスに損傷はないか？	①目視による確認	
		☐	網入ガラス以外のものとなっていないか？		
電気設備 令18—①—8		☐	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認	
		☐	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
配合室 令18—①—9 令24—4の2		☐	壁、床、ためます及びしきいに亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
		☐	防火設備に変形、損傷はないか？		
		☐	防火設備の自動閉鎖の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
		☐	排出設備に損傷はないか、その機能はよいか？		
		☐	ためますに滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？	①目視による確認	
消火設備 令20—①—2 則29～31 則32の10、則32の11、則34、則36		☐	第4種及び第5種の消火設備の位置及び設置数は適正か、また、その機能はよいか？	①目視による確認	
警報設備 令21 則36の2、則37、則38		☐	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認	

3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
許可(届出)外危険物の貯蔵、取扱い 法11の4—① 令24—1	☐	許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	(注)危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によつて位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	☐	危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？	
火気使用等 令24—2	☐	火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	○溶接など工事に伴う火気の管理状況にも留意
	☐	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？	○喫煙管理を確認
整理、清掃 令24—4	☐	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認

	☐	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
容器 令24―11 令24―12 令27―③―1 則39の3	☐	容器の材質、構造は適合しているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	品名、数量等の表示は適切か？		
	☐	容器に破損、腐食、さけめ等はないか？	①目視による確認	
	☐	荷下し、荷積み時等の取扱い方法はよいか？	①目視及び関係者への質問により確認	
機械器具等の使用制限 令24―13	☐	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	☐	振動等により接続部にゆるみが生じていないか？		
	☐	火花を発する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
配合、容器詰替え等 令27―③―1 則39の3 令27―⑥―2―ロ 則40の3の11 令27―⑥―2―イ	☐	類別、危険等級に適合した内装容器等に収納されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	運搬容器は、密閉されているか？	①目視による確認	
	☐	液体の危険物の運搬容器の収納率、空間容積は適正か？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	外装容器の収納状況は適正か？		
	☐	内装容器等に表示はあるか？		
	☐	内装容器等の表示は適正か？		
	☐	塗料類等の危険物以外の危険物を配合していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	☐	詰替えを行っていないか？		
	☐	配合室以外の場所で配合していないか？		
	☐	危険物は容器入りのままで販売しているか？	①目視及び関係者への質問により確認	

別表第3(第11条関係)
(平27消本訓令3・一部改正)
立入検査担当区域

部署	区域
消防署(防火指導課)	鯖江市内(鯖江・新横江・神明・立待・吉川・豊・中河地区)
丹生分署	越前町(織田、宮崎地区)
北中山分遣所	鯖江市内(片上・北中山・河和田地区)
朝日分遣所	越前町(朝日地区)
越前分遣所	越前町(越前地区)
本部予防課	危険物施設(少量危険物貯蔵取扱所を除く)

別表第4(第23条関係)

統計の種類	統計の期限
1 立入検査月報 (様式第14号) 2 立入検査集計表1(消防用設備等) (様式第15号) 3 立入検査集計表2(危険物施設) (様式第15号の2)	毎月の集計を翌月の10日まで
1 年度立入検査集計表1(消防用設備等)(上半期・下半期) (様式第16号) 2 年度立入検査集計表2(危険物施設)(上半期・下半期) (様式第16号の2)	4月から9月まで及び10月から翌年の3月までの集計を最終月の翌月の10日まで

別記1(第5条関係)
立入検査の事前検討事項
1 前回の査察で指摘した不備欠陥事項等の改修状況
2 消防用設備等に係る点検報告状況
3 防火管理者の選任状況

- 4 消防計画の作成状況
- 5 建築物についての増改築及び用途変更に伴う法令の適用状況
- 6 建築同意時における指導状況
- 7 法令の特別適用並びに経過措置の適用の有無
- 8 危険物保安監督者等の選任状況
- 9 予防規程等の作成状況
- 10 査察器具活用の要否
- 11 過去における火災発生の有無
- 12 査察に要する人員と時間
- 13 その他査察執行上必要な事項

様式目次

様式	帳票名	関係条文
様式第1号	年度立入検査計画	第7条
様式第2号	資料提出命令書 (法第4条)	第13条
様式第2号の2	資料提出命令書 (法第16条の5)	第13条
様式第3号	資料提出書	第14条
様式第4号	提出資料受領書	第14条
様式第5号	提出資料保管書	第14条
様式第6号	還付資料受領書	第14条
様式第7号	提出資料処理経過簿	第14条
様式第8号	報告命令書 (法第4条)	第16条
様式第8号の2	報告命令書 (法第16条の5)	第16条
様式第9号	防火対象物台帳	第18条
様式第10号	立入検査結果通知書	第19条
様式第11号	改善結果(計画)書	第19条
様式第12号	立入検査結果報告書	第20条
様式第13号	指導書	第21条
様式第14号	立入検査月報	第23条
様式第15号	立入検査集計表1(消防用設備等)	第23条
様式第15号の2	立入検査集計表2(危険物施設)	第23条
様式第16号	年度立入検査集計表1(消防用設備等)	第23条
様式第16号の2	年度立入検査集計表2(危険物施設)	第23条

[様式第1号](#)

(平27消本訓令3・全改、令3消本訓令3・一部改正)

[illegible]

年度立入検査計画 (3)

[illegible]

年度立入検査計画 (3)

[illegible]

様式第2号(第13条関係)

鯖・丹消発第 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

鯖江・丹生消防組合
消防署長 

資 料 提 出 命 令 書

必要があると認められるので、下記資料を、 年 月 日までに
消防署へ提出するよう、消防法第4条第1項の規定により命令する。
なお、本命令に従わない場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰されることがあ
ります。

記

教示
この命令に不服がある場合は、当該命令を受けたことを知った日の翌日から起算して
60日以内に に対し、審査請求をすることができます。

様式第2号の2(第13条関係)

鯖・丹消発第 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

鯖江・丹生消防組合
消防長 印

資 料 提 出 命 令 書

必要があると認められるので、下記資料を、 年 月 日までに
消防本部へ提出するよう消防法第16条の5第1項の規定により命令する。
なお、本命令に従わない場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰されることがあ
ります。

記

教示
この命令に不服がある場合は、当該命令を受けたことを知った日の翌日から起算して
60日以内に に対し、審査請求をすることができます。

様式第3号(第14条関係)

年 月 日

鯖江・丹生消防組合
消防長(消防署長) 殿

差出人 住 所
氏 名

資 料 提 出 書

よりの提出要求(年 月 日第 号の資料提出命令)により、下記の資料を提出します。

なお、御用済みの後は、お返してください。
適宜に処分してください。

記

様式第4号(第14条関係)

鯖・丹消発第 号
年 月 日

殿

鯖江・丹生消防組合
消防長 印
(消防署長)

提出資料受領書

年 月 日あなたの提出した下記資料を受領しました。

記

様式第5号(第14条関係)

鯖・丹消発第 号
年 月 日

殿

鯖江・丹生消防組合
消防長 印
(消防署長)

提出資料保管書

年 月 日あなたから提出された下記資料を保管したので、この保管書を交付
します。
なお、この保管書は、資料が返されるまで保管してください。

記

様式第6号(第14条関係)

年 月 日

鯖江・丹生消防組合
消防長(消防署長) 殿

住 所
氏 名

還 付 資 料 受 領 書

年 月 日、貴本部(署)へ提出した下記資料の還付を受け、確かに受領しました。

記

様式第7号(第14条関係)

様式第7号(第14条関係)

提出資料処理経過簿

整理 番号	対 象 物 所 在 地 名 称 関 係 者 氏 名	用 途 種 別	資 料 の 種 類 及 び 数	資料提出命令書 交 付 年 月 日 (任意の提出の場 合は括弧書)	資 料 提 出 書 受 理 年 月 日 (所在権放棄の有 無)	提 出 資 料 行 受 領 書 発 行 日 年 月 日	提 出 資 料 行 保 管 書 発 行 日 年 月 日	提 出 資 料 行 受 領 書 発 行 日 年 月 日

様式第8号(第16条関係)

鯖・丹消発第 号
年 月 日

殿

鯖江・丹生消防組合
消防署長 印

報 告 命 令 書

必要があると認められるので、下記の事項について、 年 月 日までに、
消防署へ文書でもつて報告するよう消防法第4条第1項の規定により命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰されることがあります。

記

教示

この要求に不服がある場合は、命令を受けたことを知った翌日から起算して、60日以内に に対し、審査請求をすることができます。

様式第8号の2(第16条関係)

鯖・丹消発第 号
年 月 日

殿

鯖江・丹生消防組合
管理者



報 告 命 令 書

必要があると認められるので、下記事項について、 年 月 日まで
に、 へ文書でもつて報告するよう消防法第16条の5第1項の規定により命令す
る。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰されることがあ
ります。

記

教示

この要求に不服がある場合は、命令を受けたことを知った翌日から起算して、60日以
内に に対し、審査請求をすることができます。

様式第9号(第18条関係)

防火对象物台帳

[illegible]

棟 名 称				令別表区分	項
建 築 構 造		地 上 階 数	階	地 下 階 数	階
消 防 用 設 備 等	消火器 屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	自動火災報知設備 非常警報設備() 誘導灯			避難器具
危 険 物 施 設 名	品 名 数 量	危 険 物 施 設 名	品 名 数 量		

棟 名 称				令別表区分	項
建 築 構 造		地 上 階 数	階	地 下 階 数	階
消 防 用 設 備 等	消火器 屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	自動火災報知設備 非常警報設備() 誘導灯			避難器具
危 険 物 施 設 名	品 名 数 量	危 険 物 施 設 名	品 名 数 量		

棟 名 称				令別表区分	項
建 築 構 造		地 上 階 数	階	地 下 階 数	階
消 防 用 設 備 等	消火器 屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	自動火災報知設備 非常警報設備() 誘導灯			避難器具
危 険 物 施 設 名	品 名 数 量	危 険 物 施 設 名	品 名 数 量		

様式第10号(第19条関係)

(平21消本訓令3・一部改正)

様式第10号(第19条関係)

立入検査結果通知書

[illegible]

(注)1 消防法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の点検結果を1年、3年に1回以上消防長等に報告してください。

2 この書類の内容について疑義があるときは、まで照会してください。

様式第11号(第19条関係)

(令3消本訓令3・一部改正)

年 月 日

鯖江・丹生消防組合消防署
消防署長 殿

対物名
代表者

改 善 結 果 (計 画) 書

当対象物・施設について、火災予防の立入検査を受け指摘されました事項については下記の通り改善(の計画を)しました。

記

- 1 立入検査年月日 年 月 日
2 改善結果(計画)

指 示 事 項	改 善 結 果 (計 画)

記入方法

- 1 指示事項については、項目ごとの内容を記載すること。
- 2 改善計画については、改善予定日時等を具体的に記入すること。
- 3 できる限り、工事見積書、契約書等の写しを添付すること。
- 4 この用紙に記載できないときは、別紙に記入し添付すること。

様式第12号(第20条関係)

立入検査結果報告書

[illegible]

(注)1 □に×印で、該当事項を明示すること。

2 指示区分欄に建築構造、防火・防災管理者、消防用設備等、危険物施設、火災予防に区分すること。

様式第13号(第21条関係)

鯖・丹消発第 号
年 月 日

殿

鯖江・丹生消防組合
消防長 ㊟
(消防署長)

指 導 書

あなたが管理する防火対象物(危険物施設)について、下記のとおり不適合が認められますので、改修されるよう指導します。

記

指導事項

決 裁 欄	消 防 長	次 長	課 長	司 令・参 事・課 長補佐	主任・係
	署 長	副 署 長	課 長	司 令・所 長・課 長補佐	主任・係

立入検査の結果は下記のとおりです。

2 查 察 期 間 年 月

・危険物製造所等の区分 件

・その他の区分 件

様式第15号(第23条関係)

(平21消本訓令3・一部改正)

様式第15号(第23条関係)

立入検査集計表1(月分)

(消防用設備等)		署所名					計
査 察 種 別	種 別	種 項	種 項	種 項	種 項	種 項	
令 別 表 区 分	項	項	項	項	項	項	
査 察 件 数							
防 火 管 理	防火・防災管理者						
	消防計画(届出)						
	予防管理						
	自衛消防						
	教育・訓練						
消 防 用 設 備 等	点検・報告						
	消火器						
	屋内消火栓設備						
	バッケージ型消火設備						
	屋外消火栓設備						
	スプリンクラー設備						
	水噴霧消火設備						
	泡消火設備						
	不活性ガス消火設備						
	ハロゲン化物消火設備						
	粉末消火設備						
	動力消防ポンプ設備						
	自動火災報知設備						
	ガス漏れ火災警報設備						
	漏電火災警報器						
	消防機関へ通報する自火報						
	非常警報器具・設備						
	避難器具						

	誘導灯						
	消防用水						
	排煙設備						
	連結散水設備						
	連結送水管						
建築物	構造						
	防火区画						
	階段						
火気使用	位置・周囲壁体						
	機器・配管						
	燃料槽・容器						
	煙突・排気管						
	管理						
その他の	電気設備						
	少量危険物						
	指定可燃物						
	圧縮アセチレン・液化石油関係						
	その他						
	計						

様式第15号の2(第23条関係)

様式第15号の2(第23条関係)
立入検査実施事(日公)

様式第16号(第23条関係)

(平27消本訓令3・全改、令3消本訓令3・一部改正)

様式第16号(第23条関係)

		年度立入検査集計表1(消防用設備等に関する指示状況)																				年度		所属名									
令制表区分		1-イ	1-ロ	2-イ	2-ロ	2-ハ	2-ニ	3-イ	3-ロ	4	5-イ	5-ロ	6-イ	6-ロ	6-ハ	6-ニ	7	8	9-イ	9-ロ	10	11	12-イ	12-ロ	13-イ	13-ロ	14	15	16-イ	16-ロ	17	18	合計
防火・防炎管理	立入検査数																																
	防火・防炎管理者																																
	消防計画(原形)																																
	予防管理																																
	自衛消防																																
	教育・訓練																																
	点検・報告																																
	消火器																																
屋内消火栓設備																																	

様式第16号の2(第23条関係)

(令3消本訓令3・一部改正)

様式第16号の2(第23条関係)

		年度立入検査集計表2(危険物施設指示状況)																年度		所属名	
区分	指示事項	製造所	屋内貯蔵所	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外貯蔵所	給油取扱所	自給	家庭用	第1種	第2種	第3種	一般取扱所	合計				
立入検査数																					
基本管理	無許可貯蔵・取扱・変更																				
	予防規程																				
	危険物取扱者・保安監督者																				
	定期点検																				
共通管理	火気使用・人の出入・危険物廃棄																				
	漏れ・あふれ・蒸散等																				
	容器の亀裂・破損等																				
取扱管理等	物件の位置、整理、清掃等																				
	弁、防油堤の管理等																				
	製造・取扱管理																				
	詰替消費の取扱管理																				
建築物等	保安距離																				
	保有空地																				
	主要構造部																				
	防火へい・出入口・流出防止等																				
	採光・換気設備等																				
	標識・掲示板等																				

[illegible]